釧路市水防計画

釧　　路　　市

目　次

第１章　総　　則
第１節　目的 1
第２節　用語の定義 1
第３節　水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱 3

第２章　予報及び警報等の伝達
第１節　水防活動に用いられる予報及び警報等 5
第２節　水防活動の利用に適合する予報及び警報等 5
第３節　指定河川における洪水予報 12
第４節　水防警報 14
第５節　水位情報の通知及び周知 19

第３章　雨量・水位等の通報及び公表
第１節　水位等の通報・公表 21
第２節　水防管理者等の情報収集 24

第４章　ダム・水門等の操作 26

第５章　通信連絡 27

第６章　水防施設及び輸送
第１節　水防倉庫及び水防資器材 29
第２節　輸送の確保 29

第７章　巡視、警戒及び重要水防箇所
第１節　巡視及び警戒 30
第２節　重要水防箇所 30

第８章　水防組織
第１節　市の水防組織 31
第２節　消防機関の組織 33

第９章　水防活動
第１節　非常配備体制 34
第２節　警戒区域 35
第３節　水防作業 35
第４節　避難のための立ち退き 36
第５節　決壊・越水の通報 36
第６節　水防解除 37

第１０章　協力及び応援 38

第１１章　水防信号、水防標識及び身分証票
第１節　水防信号 40
第２節　水防標識 40
第３節　身分証票 41
第１２章　費用負担と公用負担
第１節　費用負担 42
第２節　公用負担 42
第１３章　水防報告 44
第１４章　水防訓練 44
第１５章　災害補償等 44
第１６章　水防協力団体 45
第１７章　洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保
第１節　洪水浸水想定区域 46
第２節　洪水浸水想定区域内における情報提供 47
資料編 48

第１章　　総　　則

第１節　目　的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体である釧路市が、同法第 33 条の規定に基づき、水防事務を円滑に推進するために必要な事項を規定し、釧路市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第２節　用語の定義

本計画における用語について、法令等で定めるほか次のように定義する。

(1) 水防管理団体（法第2条）

水防の責任を有する釧路市をいう。

(2) 水防管理者（法第2条）

水防管理団体の長である釧路市長をいう。

(3) 消防機関（法第2条）

消防組織法（昭和22年法律第266号）第9条に規定する消防の機関（釧路市消防本部、消防署及び消防団）をいう。

(4) 水防協力団体（法第36条）

水防管理者が指定した、法第37条に規定する水防業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人、その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体をいう。

(5) 量水標管理者（法第2条、法第10条）

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう。

(6) 洪水予報河川（法第10条、法第11条、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2）

国土交通大臣又は知事が、流域面積の大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。気象庁と共同で洪水予報を行う。

(7) 水位周知河川（法第13条）

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害が生じるおそれがあるとして指定した河川で、避難の目安となる特別警戒水位に到達したときは、その旨の通知及び一般へ周知が行われる。

(8) 水防警報（法第2条、法第16条）

洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして、国土交通大臣又は知事が、指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）において、災害が発生する恐れがあるときに、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

(9) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所で、大雨や洪水で見回りを行う際に特に注意すべき箇所をいう。

(10) 水防団待機水位（通報水位）（法第12条）

洪水、津波又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報が行われ、各水防機関が水防体制(出動準備)に入る水位。

(11) 氾濫注意水位（警戒水位）（法第12条）

洪水､津波又は高潮によって災害の発生のおそれがあり､水防機関出動の目安となる水位。災害の発生を警戒すべきものとして国土交通大臣又は知事が定める水位。

(12) 避難判断水位（法第13条）

洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。水防管理者が避難指示等の発令を判断する目安、住民の避難判断の参考となる水位。

(13) 氾濫危険水位（特別警戒水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる、氾濫のおそれがある水位。

(14) 計画高水位

堤防などを作る際に、洪水に耐えられる水位として指定する最高の水位。

(15) 洪水浸水想定区域（法第14条）

洪水予報河川及び水位周知河川について、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として､国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう。

(16) 外水氾濫

河川堤防の決壊や増水による堤防からの水の溢れ（越水）等により、道路や市街地が浸水する水害。

(17) 内水氾濫

大雨や融雪による出水量に対して、小河川や排水路又は下水道の処理能力が追い付かない場合に、処理しきれない水により道路や市街地が浸水する水害。

(18) 融雪出水

春先の雨や気温の急激な上昇により、積雪が大量に解けて引き起こされる洪水。

【参考】

水位	避難行動及び水防活動の目安
氾濫発生	●「緊急安全確保」発令の目安
氾濫危険水位	●「避難指示」発令の目安
避難判断水位	●「高齢者等避難」発令の目安
氾濫注意水位	●水防団出動の目安
水防団待機水位 （通報水位）	●水防団待機の目安

第３節　水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

水防に関係がある各機関の、法又は河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）に規定されている責任及び処理すべき事務、又は業務の大綱は次のとおである。

第１　釧路市の水防責任

釧路市の区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。（法第３条）

第２　処理すべき事務又は業務の大綱

１　釧路市（水防管理団体）

(1) 河川等の巡視（法第 9 条）
(2) 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第 15 条）
(3) 消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
(4) 警戒区域の設定（法第21条）
(5) 警察官の援助の要求（法第22条）
(6) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
(7) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
(8) 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
(9) 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
(10) 道の水防計画に応じた水防計画を定め、その要旨を公表すること（法第 33 条）
(11) 水防協力団体の指定（法第 36 条）

２　北海道

(1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
(2) 指定水防管理団体の指定（法第４条）
(3) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第７条）
(4) 気象予報及び警報の伝達（法第10条）
(5) 洪水予報の発表及び通知（法第10条、第11条、第13条の2）
(6) 水位の通報及び公表（法第12条）
(7) 水位情報の通知及び周知（法第13条、第13条の2）
(8) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
(9) 水防警報の発表及び通知（法第16条）
(10) 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
(11) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
(12) 水防に関する勧告及び助言（法第48条）

３　国土交通省（釧路開発建設部）

(1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
(2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条、第13条の2）
(3) 水防警報の発表及び通知（法第16条）
(4) 水位情報の通知及び周知（法第13条、第13条の2）
(5) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）

4　気象庁（釧路地方気象台）

(1) 気象予報及び警報の通知（法第10条、気象業務法第14条）

(2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条、第11条、気象業務法第14条）

5　居住者等

水防活動への従事（法第24条）

第３ 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類され、遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後に津波が襲来し、近地津波の場合は原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防活動に従事する者の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波の場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能であるが、近地津波で、かつ安全な指定緊急避難場所までの所要時間がかかる場合は、あくまでも水防活動に従事する者自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第４ 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動に従事する者の安全確保に留意して水防活動を実施する。

避難誘導や水防作業の際も、水防活動に従事する者自身の安全は確保しなければならない。

・水防活動時にはライフジャケットを着用する

・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。

・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の防災気象情報を入手可能な状態で実施する。

第２章　予報及び警報等の伝達

第１節　水防活動に用いられる予報及び警報等

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。

区　　分	種　　類	発表機関	摘　　要
気象予報・警報 （法第 10 条及び気象業務法第 14 条）	レベル５大雨特別警報・ レベル４大雨危険警報・ レベル３大雨警報・ レベル２大雨注意報・ レベル５高潮特別警報・ レベル４高潮危険警報・ レベル３高潮警報・ レベル２高潮注意報 大津波警報・津波警報・ 津波注意報	釧路地方気象台	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える。
洪水予報 （法第 10 条及び気象業務法第 14 条項）	レベル５氾濫特別報・ レベル４氾濫危険警報・ レベル３氾濫警報・ レベル２氾濫注意報	釧路開発建設部 釧路地方気象台	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報。 一般向け注意報及び警報としても扱う。
水防警報 （法第 16 条）	待機・準備・出動・指示・ 解除	釧路開発建設部 釧路総合振興局 釧路建設管理部	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表。

第２節　水防活動の利用に適合する予報及び警報等

第１　水防活動の利用に適合する予報及び警報

釧路地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を釧路開発建設部及び釧路総合振興局に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の名称及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

1　水防活動の利用に適合する注意報及び警報等の種類並びに内容

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概　　要
水防活動用気象警報	レベル３大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	レベル４大雨危険警報	大雨による重大な浸水害が起こるおそれが大きいと予想されたときに発表される。
	レベル５大雨特別警報	大雨による重大な浸水害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用高潮警報	レベル３高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	レベル４高潮危険警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。
	レベル５高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用洪水警報	レベル３氾濫警報又はレベル３大雨警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	レベル４氾濫危険警報又はレベル４大雨危険警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれが大きいときに発表される。
	レベル５氾濫特別警報又はレベル５大雨特別警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、災害が切迫または既に発生しているおそれが著しく大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表される。
水防活動用気象注意報	レベル２大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用高潮注意報	レベル２高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が予想されたときに発表される。
水防活動用洪水注意報	レベル２氾濫注意報又はレベル２大雨注意報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

2　本市における大雨、洪水及び高潮注意報、警報等の発表基準

(1) 特別警報

<table>
<tr><td colspan="2">府県予報区</td><td colspan="3">釧路・根室・十勝地方</td></tr>
<tr><td colspan="2">一次細分区域</td><td colspan="3">釧路地方</td></tr>
<tr><td colspan="2">地域区分</td><td colspan="2">釧路南西部</td><td>釧路中部</td></tr>
<tr><td colspan="2">市町村等名称</td><td>釧路市釧路</td><td>釧路市音別</td><td>釧路市阿寒</td></tr>
<tr><td rowspan="8">レベル５
大雨</td><td>表面雨量指数基準</td><td>基準値（34）以上となる１km 格子がおおむね 30 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合</td><td>基準値（28）以上となる１km 格子がおおむね 30 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合</td><td>基準値（33）以上となる１km 格子がおおむね 30 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合</td></tr>
<tr><td rowspan="7">流域雨量指数基準</td><td colspan="3">基準値（下記に各河川ごとの基準値記載）以上となる１km 格子がおおむね 20 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>釧路川流域＝36.9</td><td>音別川流域＝46.1</td><td>仁々志別川流域＝15</td></tr>
<tr><td>仁々志別川流域＝22.2</td><td>尺別川流域＝17.1</td><td>阿寒川流域＝45.3</td></tr>
<tr><td>武佐川流域＝13.3</td><td>ムリ川流域＝23.7</td><td>オトンベツ川流域＝9</td></tr>
<tr><td>阿寒川流域＝56.5</td><td>風連別川流域＝8.1</td><td>舌辛川流域＝36.5</td></tr>
<tr><td>大楽毛川流域＝8.6</td><td>キナシベツ川流域=11.8</td><td>シュンクシタカラ川流域</td></tr>
<tr><td>別保川流域=33.7</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>レベル５
土砂災害</td><td>土壌雨量指数基準（60 分雨量０ミリ時）</td><td>基準値（252～284）以上となる１km 格子がおおむね 10 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合</td><td>基準値（274～284）以上となる１km 格子がおおむね 10 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合</td><td>基準値（275～284）以上となる１km 格子がおおむね 10 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>レベル５
高潮</td><td>潮位</td><td>基準値（1.4m）に到達することが予想される場合</td><td>基準値（2.7m）に到達することが予想される場合</td><td></td></tr>
<tr><td>暴風</td><td></td><td colspan="3">中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風雪</td><td></td><td colspan="3">中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>大雪</td><td></td><td colspan="3">府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>波浪</td><td></td><td colspan="2">中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合</td><td></td></tr>
</table>

(2) 危険警報

<table>
<tr><td colspan="2">府県予報区</td><td colspan="3">釧路・根室・十勝地方</td></tr>
<tr><td colspan="2">一次細分区域</td><td colspan="3">釧路地方</td></tr>
<tr><td colspan="2">地域区分</td><td colspan="2">釧路南西部</td><td>釧路中部</td></tr>
<tr><td colspan="2">市町村等名称</td><td>釧路市釧路</td><td>釧路市音別</td><td>釧路市阿寒</td></tr>
<tr><td rowspan="9">レベル４
大雨</td><td>表面雨量指数基準</td><td>対象格子において基準値（22）に到達することが予想される場合</td><td>対象格子において基準値（18）に到達することが予想される場合</td><td>対象格子において基準値（21）に到達することが予想される場合</td></tr>
<tr><td rowspan="8">流域雨量指数基準</td><td colspan="3">対象河川の格子において基準値（下記に各河川ごとの基準値記載）に到達することが予想される場合</td></tr>
<tr><td>釧路川流域＝33.5</td><td>音別川流域＝41.9</td><td>仁々志別川流域＝13.6</td></tr>
<tr><td>仁々志別川流域＝20.2</td><td>尺別川流域＝15.5</td><td>阿寒川流域＝41.2</td></tr>
<tr><td>武佐川流域＝12.1</td><td>ムリ川流域＝21.5</td><td>オトンベツ川流域＝8.2</td></tr>
<tr><td>阿寒川流域＝51.4</td><td>風連別川流域＝7.4</td><td>舌辛川流域＝33.2</td></tr>
<tr><td>大楽毛川流域＝7.8</td><td>キナシベツ川流域=10.7</td><td>シュンクシタカラ川流域=21.4</td></tr>
<tr><td>別保川流域=30.6</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>レベル４
土砂災害</td><td>土壌雨量指数基準（60 分雨量０ミリ時）</td><td>基準値（252～284）に到達することが予想される場合（おおむね２時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表）</td><td>基準値（187～201）に到達することが予想される場合（おおむね２時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表）</td><td>基準値（188～206）に到達することが予想される場合（おおむね２時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表）</td></tr>
<tr><td>レベル４
高潮</td><td>潮位</td><td>基準値（0.9m）に到達することが予想される場合（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね６時間前までに発表）</td><td>基準値（2.2m）に到達することが予想される場合（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね６時間前までに発表）</td><td></td></tr>
</table>

(3) 警報

府県予報区		釧路・根室・十勝地方		
一次細分区域		釧路地方		
地域区分		釧路南西部		釧路中部
市町村等名称		釧路市釧路	釧路市音別	釧路市阿寒
レベル３ 大雨	表面雨量指数基準	基準値（11）に到達することが予想される場合	基準値（９）に到達することが予想される場合	基準値（14）に到達することが予想される場合
	流域雨量指数基準	基準値（下記に各河川ごとの基準値記載）に到達することが予想される場合		
		釧路川流域＝17.5	音別川流域＝34.9	仁々志別川流域＝11.3
		仁々志別川流域＝16.8	尺別川流域＝12.9	阿寒川流域＝34.3
		武佐川流域＝10.1	ムリ川流域＝17.9	オトンベツ川流域＝6.8
		阿寒川流域＝42.8	風連別川流域＝6.2	舌辛川流域＝27.7
		大楽毛川流域＝6.5	キナシベツ川流域=5.4	シュンクシタカラ川流域=17.8
		別保川流域=25.5		
レベル３ 土砂災害	土壌雨量指数基準（60 分雨量 0 ミリ時）	レベル４土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね３～６時間先に基準値が到達することが予想される場合に発表）		
レベル３ 高潮	潮位	レベル４高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合（基準値が到達することが予想される場合に、おおむね 12 時間前までに発表）		

(4) 注意報

府県予報区		釧路・根室・十勝地方		
一次細分区域		釧路地方		
地域区分		釧路南西部		釧路中部
市町村等名称		釧路市釧路	釧路市音別	釧路市阿寒
レベル２ 大雨	表面雨量指数基準	基準値（８）に到達することが予想される場合	基準値（６）に到達することが予想される場合	基準値（９）に到達することが予想される場合
	流域雨量指数基準	基準値（下記に各河川ごとの基準値記載）に到達することが予想される場合		
		釧路川流域＝13.6	音別川流域＝27.9	仁々志別川流域＝９
		仁々志別川流域＝13.4	尺別川流域＝10.3	阿寒川流域＝27.4
		武佐川流域＝８	ムリ川流域＝14.3	オトンベツ川流域＝5.4
		阿寒川流域＝34.2	風連別川流域＝4.9	舌辛川流域＝22.1
		大楽毛川流域＝5.2	キナシベツ川流域=4.3	シュンクシタカラ川流域=14.2
		別保川流域=20.4		
レベル２ 土砂災害	土壌雨量指数基準（60 分雨量 0 ミリ時）	基準値（70～98）に到達することが予想される場合	基準値（87～98）に到達することが予想される場合	基準値（88～98）に到達することが予想される場合
レベル２ 高潮	潮位	レベル４高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合（基準値が到達することが予想される場合に、おおむね 18 時間前までに発表）		

(5) 河川氾濫に関する警報等

府県予報区		釧路・根室・十勝地方		
一次細分区域		釧路地方		
地域区分		釧路南西部		釧路中部
市町村等名称		釧路市釧路	釧路市音別	釧路市阿寒
レベル５ 氾濫特別警報 レベル４ 氾濫危険警報 レベル３ 氾濫警報 レベル２ 氾濫注意報	発表対象となる河川予報区名	釧路川・新釧路川		
	基準観測所名	広里		

※　気象防災速報（記録的短時間大雨）の発表基準は、いずれの細区分地区でも１時間雨量 80 ㎜

※　地震で地盤が緩むことや火山の噴火で火山灰が積もった場合など、災害発生条件が変化した場合には、通常とは異なる基準（暫定基準）で発表する。

第２　津波に関する警報等

気象庁が発表する津波に関する警報等の種類及び発表基準は、次のとおりである。

１　津波予報区

本市の津波警報・注意報等の発表区域は、北海道太平洋沿岸東部が該当する。

２　津波に関する警報等の種類

大津波警報：津波による重大な災害のおそれが著しく大きいと予想されるとき発表

津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表

津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表

津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

３　大津波警報・津波警報・津波注意報の発表基準

種類	予想される津波の高さ		
	高さの区分 （発表基準）	数値で表現	巨大地震の場合の表現
大津波警報	１０ｍ＜予想高さ	１０ｍ超	巨大
	５ｍ＜予想高さ≦１０ｍ	１０ｍ	
	３ｍ＜予想高さ≦５ｍ	５ｍ	
津波警報	１ｍ＜予想高さ≦３ｍ	３ｍ	高い
津波注意報	２０ｃｍ≦予想高さ≦１ｍ	１ｍ	（表記しない）

４　津波による災害が起こるおそれがない場合には以下の津波予報が発表される。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を「地震情報」に含めて発表する。
	20cm 未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 20cm 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに関しては十分な留意が必要である旨を発表する。

５　津波情報

津波警報等が発表された場合には、「津波の到達予想時刻」や「予想される津波の高さ」、「各地の満潮時刻」、「津波観測に関する情報」などの津波情報が発表される。

第３　気象情報の種類

水防活動に利用する主な気象情報は、次のとおりである。

１　キキクル等

(1) 土砂キキクル

(2) 浸水キキクル

(3) 洪水キキクル

(4) 流域雨量指数の予測値

(5) 大雨キキクル

２　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高]、［中］の２段階で発表する情報。

３　時系列情報（明日までの警報等の見通し）

特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って、市町村単位で、警報級の現象の発生が想定される時間帯の見通しを「災害切迫」（黒)、「危険」（紫)、「警戒」（赤)、「注意」（黄）の色で発表する情報。

４　釧路・根室地方気象防災速報

気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表する情報。気象防災速報で伝える情報は以下の５つである。

(1) 気象防災速報（記録的短時間大雨）

(2) 気象防災速報（線状降水帯発生）

(3) 気象防災速報（線状降水帯直前予測）

(4) 気象防災速報（短時間大雪）

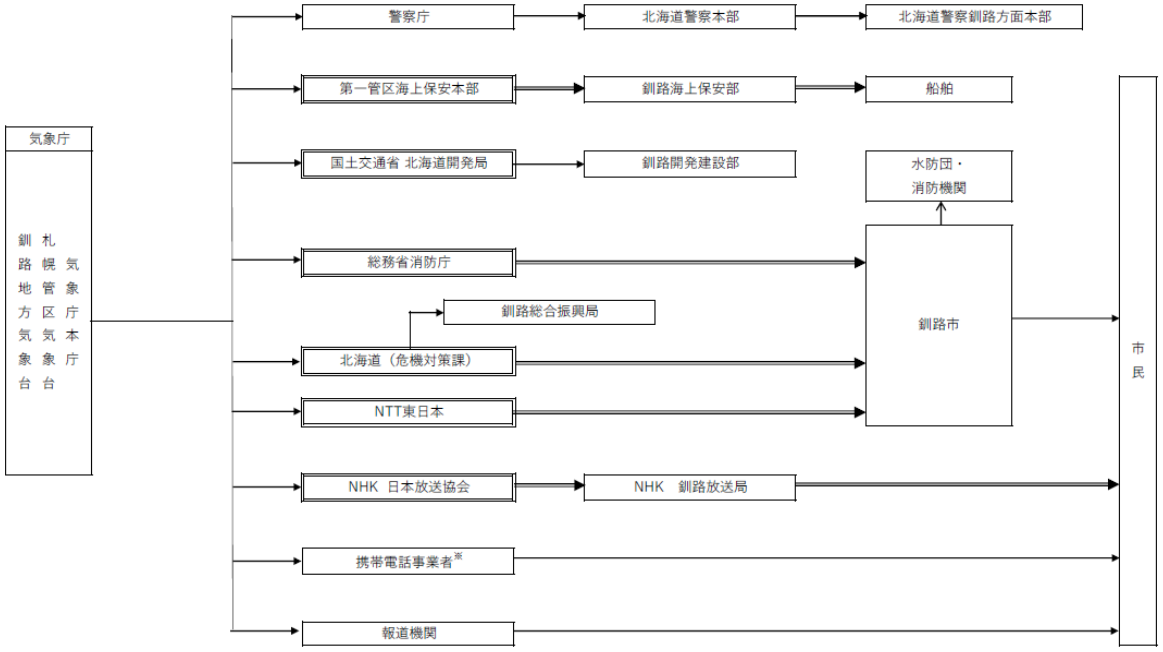
(5) 気象防災速報（竜巻注意/竜巻目撃）

５　全般気象解説情報、北海道地方気象解説情報、釧路・根室地方気象解説情報

気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表する情報。

第４　水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達

水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達系統図は、次のとおりである。



（注）二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先を示しています。

（注）⟹の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路です。

※　緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信されます。

第３節　指定河川における洪水予報

第１　種類及び発表基準

国土交通大臣が指定した河川において洪水予報が行われたときは、知事を通じて、当該河川の状況が関係水防管理者に通知される。

なお、本市においては、知事が指定し洪水予報を行う河川の該当はない。

１　発表する洪水予報の種類、警戒レベル、水位名称等は、次のとおりである。

警戒レベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報（予報文表題）	発表基準	水防管理者、住民に求められる行動
レベル５	洪水警報	（氾濫発生）	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき	「緊急安全確保」の発令
レベル４	洪水警報	氾濫危険水位	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき	水防管理者は「避難指示」の発令を判断 住民は避難を判断
レベル３	洪水警報	避難判断水位	氾濫警戒情報	避難判断水位に達し、さらに上昇する恐れがあるとき、あるいは水位予測に基づき、氾濫危険水位に到達すると見込まれたとき	水防管理者は「高齢者等避難」の発令を判断 住民は氾濫に関する情報に注意
レベル２	洪水注意報	氾濫注意水位	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達しさらに上昇する恐れがあるとき	水防活動に従事する者の出動
レベル１	発表なし	水防団待機水位	発表なし		水防活動に従事する者の待機

第２　国の機関が行う洪水予報

釧路開発建設部と釧路地方気象台は共同して、以下により新釧路川の洪水予報を行う。

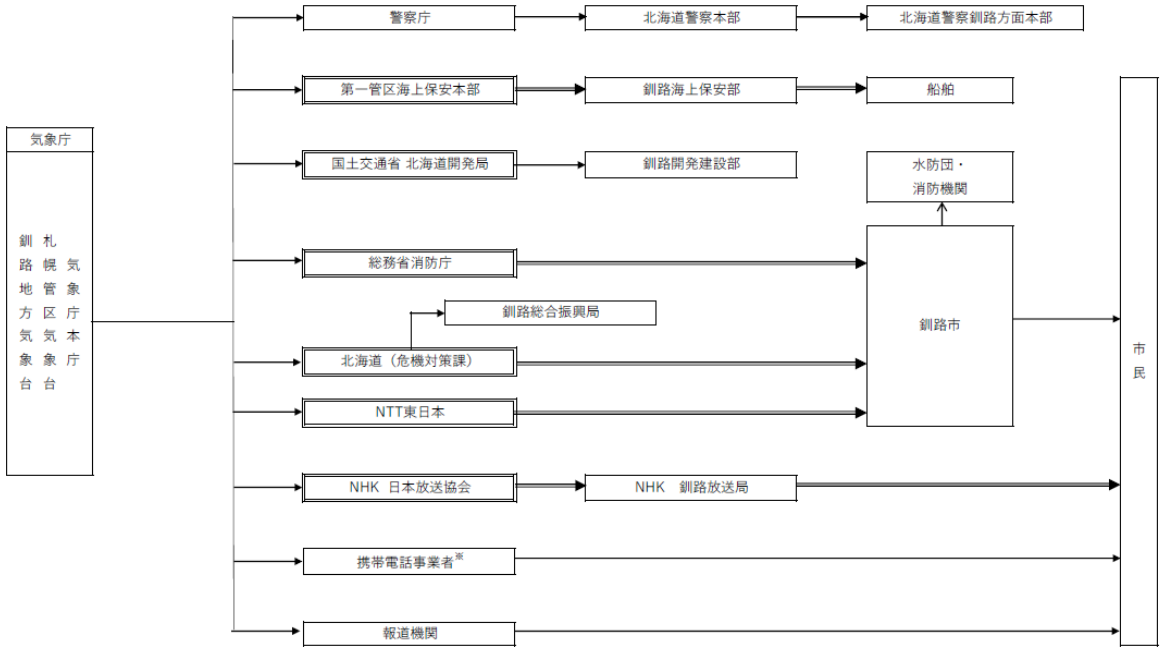
１　洪水予報を行う区域と知事が洪水予報を通知する関係水防管理者

水系名	河川名	洪水予報区域	関係水防管理者	洪水浸水想定区域の指定日
釧路川	新釧路川	自：釧路川からの分派点 至：海	釧路市長、釧路町長 鶴居村長	平成 28 年 6 月 30 日 北海道開発局告示第 178 号

２　洪水予報の対象水位（m）

河川名	洪水予報基準地点	基準地点位置	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位（特別警戒水位）	氾濫危険水位（危険水位）
新釧路川	広里	河口より 7.4 ㎞	２．６０	５．００	５．１０

第３　国の機関が行う洪水予報の伝達系統図



（注）二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先を示しています。

（注）⟹の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路です。

※　緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信されます。

第４節　水防警報

法第 16 条の規定により、国土交通大臣及び知事が指定した河川において、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるときには、水防警報が発せられ、知事を通じて通知が行われる。

第１ 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生する恐れがあるときに、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

第２ 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

国土交通大臣が指定した河川に水防警報が発せられたとき、又は知事が指定した河川の水防警報が発せられたときには、知事から直ちに通知が行われる。

１　河川における水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内　　容	発　表　基　準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告する	気象予報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告する	雨量、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告する	氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、 漏水、法崩、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告する	氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を越え災害のおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告する	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

第３　国土交通大臣が行う水防警報

１　国土交通大臣（釧路開発建設部）が水防警報を行う河川の区間

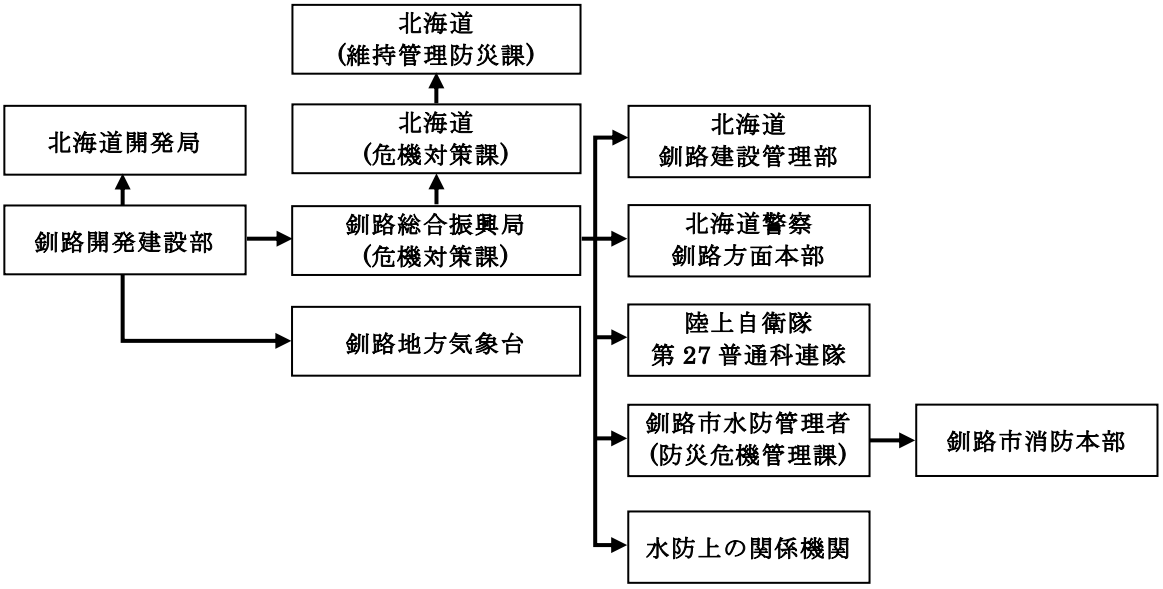
水系	河川名	水防警報区間
釧路川	幹川	(左岸)弟子屈町字弟子屈原野 146 番 3 地先から支川オソベツ川合流点まで (右岸)弟子屈町字鐺別原野 43 線西 19 番 1 地先から支川オソベツ川合流点まで
	新釧路川	幹川分派点から海まで

２　国土交通大臣指定水防警報河川の基準水位（m）

水系	河川名	基準水位観測所	河川位置	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
釧路川	幹川	弟子屈	河口より 74.7 ㎞	弟子屈町字湯の島２丁目	100.5	100.7	101.8	102.0
		標茶	河口より 46.1 ㎞	標茶町開運１丁目開運橋	20.1	20.8	21.8	22.5
	新釧路川	広里	河口より 7.4 ㎞	釧路市広里	2.4	2.6	5.0	5.1

３　水防警報伝達系統図

国土交通大臣（釧路開発建設部）が行う水防警報伝達系統図は次のとおり。



第４ 知事が行う水防警報

１　知事（釧路総合振興局釧路建設管理部）が水防警報を行う河川の区間

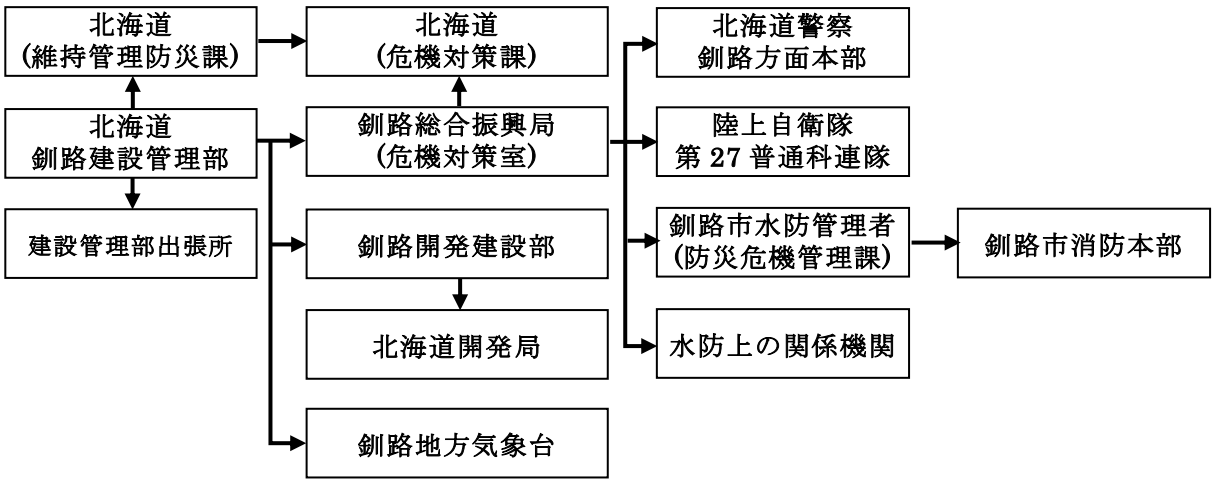
河川名	水防警報区間（洪水及び津波）		津波予報区	津波観測点	実施機関
	左岸	右岸			
釧路川	自　釧路市貝塚3丁目59番4地先の別保川との合流点 至　釧路市大川町29番１地先の幣舞橋上流端	自　釧路町木場3丁目3番1地先別保川との合流点 至　釧路市北大通1丁目1番1地先の幣舞橋上流端	北海道太平洋沿岸東部	釧路港	釧路総合振興局釧路建設管理部
別保川	自　釧路町別保７丁目 191 番１地先の別保川トンネルの下流端 至　釧路市貝塚３丁目 59 番３地先の釧路川合流点	自　釧路町別保7丁目191番1地先の別保川トンネルの下流端 至　釧路市貝塚3丁目59番4地先の釧路川合流点	北海道太平洋沿岸東部	釧路港	
阿寒川	自　釧路市山花十四線 132 番地先のヌカマンベツ川合流点下流 至　海まで	自　釧路市山花十四線 131 番１地先のヌカマンベツ川合流点下流 至　海まで	北海道太平洋沿岸東部	釧路港	釧路総合振興局釧路建設管理部
	自　釧路市阿寒町中阿寒十八線 41 番５地先の阿寒川橋下流端 至　釧路市山花十四線 132 番地先のヌカマンベツ川合流点	自　釧路市阿寒町中阿寒十八線 40 番１地先の阿寒川橋下流端 至　釧路市山花十四線 131 番１地先のヌカマンベツ川合流点	北海道太平洋沿岸東部	釧路港	釧路総合振興局釧路建設管理部
下辛川	自　釧路市阿寒町上舌辛二十二線 20-1 の知茶布川合流点 至　釧路市阿寒町新町１丁目 33-1	自　釧路市阿寒町上舌辛二十一線 14-9 の知茶布川合流点 至　釧路市阿寒町富士見１丁目 34-3	北海道太平洋沿岸東部	釧路港	釧路総合振興局釧路建設管理部
	自　釧路市阿寒町西徹別 43-21 至　釧路市阿寒町上舌辛二十二線 20-1 の知茶布川合流点	自　釧路市阿寒町布伏内二十二線北 55-5 至　釧路市阿寒町上舌辛二十一線 14-9 の知茶布川合流点	北海道太平洋沿岸東部	釧路港	釧路総合振興局釧路建設管理部
音別川	自　釧路市音別町中音別 477 番１ 地先の大井橋下流端 至　海まで	自　釧路市音別町中音別 63 番７ 地先の大井橋下流端 至　海まで	北海道太平洋沿岸東部	釧路港	釧路総合振興局釧路建設管理部
	自　釧路市音別町音別原野東一 線178番1地先の茶案別橋下 流 800ｍ 至　釧路市音別町中音別 477 番１ 地先の大井橋下流端	自　釧路市音別町音別原野基線 線 177 番 4 地先の茶安別橋下 流 800ｍ 至　釧路市音別町中音別 63 番７ 地先の大井橋下流端	北海道太平洋沿岸東部	釧路港	釧路総合振興局釧路建設管理部

2　知事指定水防警報河川の基準水位（m）

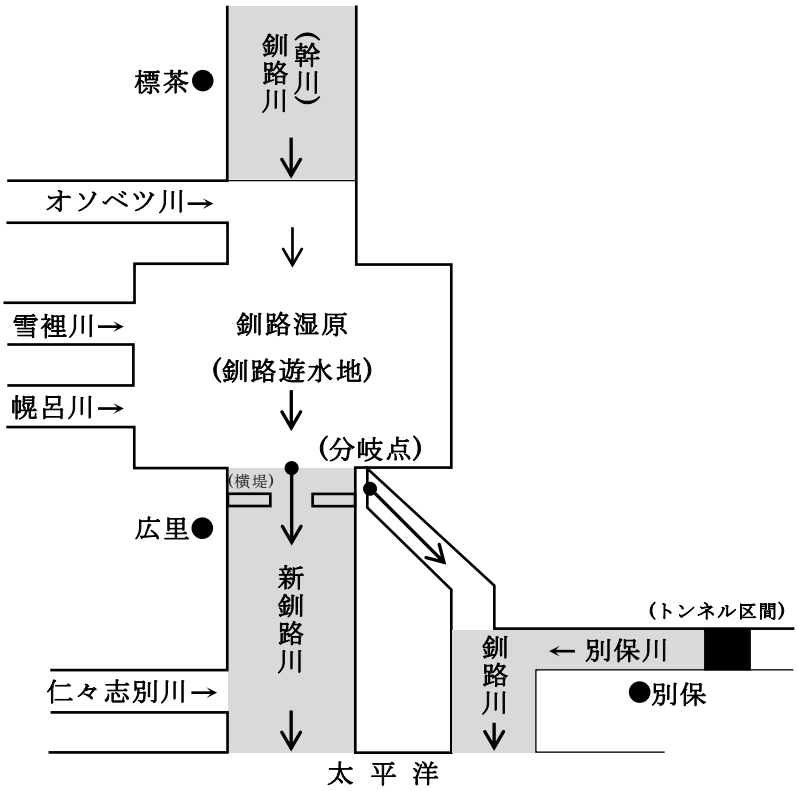
河川名	基準水位観測所			水防団待機水位	—	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
	名称	河川位置	所在地	—	水防警報（待機）	水防警報（準備）	水防警報（出動）	水防警報（指示）
釧路川	釧路川（別保川）	釧路川への合流点から5.1km	釧路町別保6丁目6番4地先	4.17	4.95	5.72	6.66	7.46
別保川				3.52	4.13	4.74	5.73	6.01
阿寒川	阿寒川山花	海から10.5km	釧路市山花134番1地先	8.59	9.40	10.21	11.70	12.17
	阿寒川	海から28.2km	釧路市阿寒町中阿寒十八線	27.04	27.28	27.51	28.47	28.64
下辛川	下辛川（十七線橋）	阿寒川合流点から1.7km	釧路市阿寒町上下辛十七線	27.52	27.98	28.44	29.29	29.79
	下辛川（雪景橋）	阿寒川合流点から10.1km	釧路市阿寒町布伏内22線北	60.68	61.00	61.32	61.78	62.13
音別川	音別川	海から3.8km	釧路市音別町緑町2丁目先	6.99	7.51	8.02	8.86	9.19
	音別川	海から15.5km	釧路市音別町茶安別182-3地先	42.42	43.00	43.57	44.60	44.87

3　水防警報伝達系統図

知事（北海道釧路建設管理部）が行う水防警報の伝達系統図は次のとおり。



第５　釧路川水系の水防警報河川の略図



第６　津波に関する水防警報

国土交通大臣の指定河川について津波に関する水防警報があったとき、又は知事が指定した河川について津波に関する水防警報があったときは、知事から水防管理者に通知が行われる。 なお、気象庁の津波警報が発表されると自動的に水防警報「待機」が発表されたとみなされる。

１　津波に関する水防警報の種類、内容及び発表基準は次のとおり。

種類	内　　容	発　表　基　準
待機	水防活動に従事する者の安全を確保した上で、待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。

第５節　水位情報の通知及び周知

法第 13 条の規定により、国土交通大臣又は知事が指定した河川（水位周知河川）について、避難判断水位（特別警戒水位）を定め、当該水位に達したときは、知事からその旨の情報が通知されるとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知が行われる。

なお、本市においては、国土交通大臣が指定した水位周知河川の該当はない。

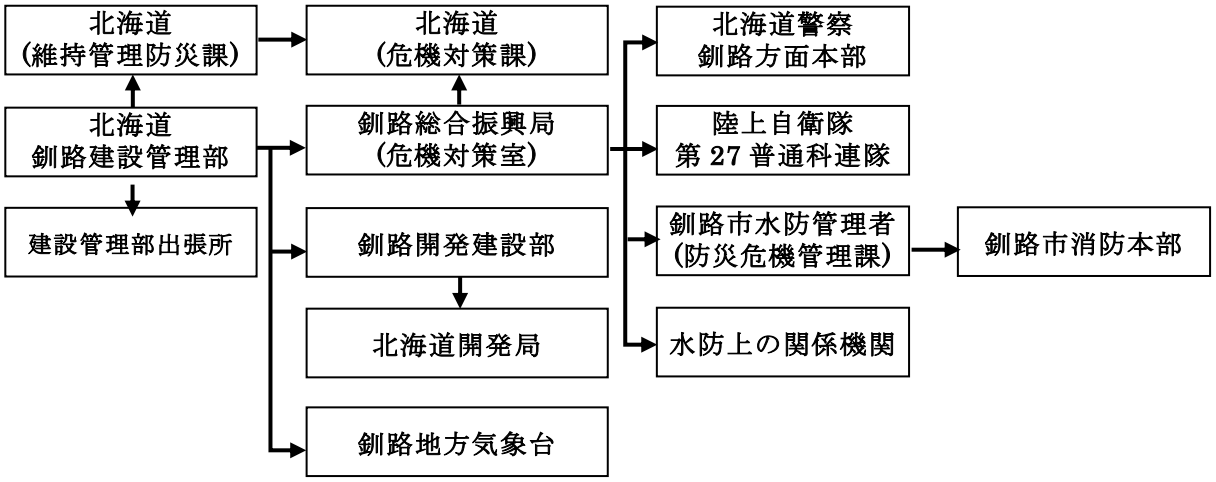
１　水位周知河川（知事指定）と水位情報（ｍ）

水系	河川名	水位周知区間	基準水位観測所	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（特別警戒水位）
釧路川	釧路川	自　別保川の合流点 至　幣舞橋上流端	別保川水位雨量局	4.17	5.72	6.66	7.46
	別保川	自　釧路郡釧路町別保７丁目 191 番１地先の別保川トンネル下流端 至　釧路川への合流点		3.52	4.74	5.73	6.01
阿寒川	阿寒川	自　釧路市山花十四線 132 番地先のヌカマンベツ川合流点下流 至　海	阿寒川山花	8.59	10.21	11.70	12.17
		自　釧路市阿寒町中阿寒十八線 40 番１地先の阿寒橋下流端 至　釧路市山花十四線 132 番地先のヌカマンベツ川合流点下流	阿寒川	27.04	27.51	28.47	28.64
	下辛川	自　釧路市阿寒町上舌辛二十二線 20-1 の知茶布川合流点 至　釧路市阿寒町新町１丁目 33-1	下辛川（十七線橋）	27.52	28.44	29.29	29.79
		自　釧路市阿寒町西徹別 43-21 至　釧路市阿寒町上舌辛二十二線 20-1 の知茶布川合流点	下辛川（雪景橋）	60.68	61.32	61.78	62.13
音別川	音別川	自　釧路市音別町中音別 477 番１地先の大井橋下流端 至　海まで	音別川	6.99	8.02	8.86	9.19
		自　釧路市音別町音別原野東一線 178 番１地先の茶案別橋下流 800ｍ 至　釧路市音別町中音別 477 番１地先の大井橋下流端	音別川（茶安別橋）	42.42	43.57	44.6	44.87

※釧路川には旭橋水位観測所が設置されているが、潮位の影響を受けて降雨時の水位上昇の精度確保が難しいため、近傍の水位観測である別保川水位観測所において、釧路川の危険水位換算水位を定めている。

2　水位情報の伝達系統図

知事が行う水位到達情報の伝達系統図は、次のとおりである。



第３章　雨量・水位等の通報及び公表

第１節　水位等の通報・公表

第１　水位の通報・公表

１　本市の区域に係る主な雨量観測所、水位観測所、検潮所、海面監視場所は次のとおり。

ア　雨量観測所

所轄区分	観測所名	水系名	河川名	位置	摘要
気象庁	釧路	釧路川	—	幸町	気象
	阿寒	阿寒川	—	阿寒町中央	気象
	中徹別	阿寒川	—	阿寒町徹別中央34線	気象
	阿寒湖畔	阿寒川	—	阿寒町阿寒湖温泉	気象
	鶴丘	阿寒川	—	鶴丘	空港
	二俣	音別川	—	音別町音別原野基線	気象
北海道	仁々志別川	釧路川	仁々志別川	阿寒町中仁々志別29線	通報
	阿寒川	阿寒川	阿寒川	阿寒町徹別原野92番	通報
	阿寒川山花	阿寒川	阿寒川	山花	通報
	舌辛川	阿寒川	舌辛川	阿寒町西阿寒22線	通報
	星が浦川	星が浦川	星が浦川	星が浦大通5丁目	通報
	音別川	音別川	音別川	音別町茶安別182番	通報
	幣舞	釧路川	—	南大通2	砂防

イ　水位観測所

所轄区分	観測所名	河川名	位置	通報水位等（m）			摘要
				水防団待機水位	氾濫注意水位	氾濫危険水位	
北海道開発局	広里	新釧路川	釧路市広里	2.40	2.60	5.10	
	鳥取	新釧路川	釧路市鳥取橋	0.80	1.00	—	
北海道	釧路川旭橋	釧路川	釧路市旭橋	1.05	1.20	1.33	通報
	仁々志別川	仁々志別川	昭和町2丁目	1.72	2.72	3.62	通報
	阿寒川山花	阿寒川	山花134番	8.59	10.21	12.17	通報
	阿寒川大楽毛	阿寒川	大楽毛76番	2.04	3.13	4.20	通報
	舌辛川	舌辛川	上舌辛17線	27.52	28.4	29.79	通報
	星が浦川	星が浦川	星が浦大通5	1.17	1.76	2.15	通報
	音別川	音別川	音別町緑町2	6.99	8.02	9.19	通報

※摘要欄に通報と記載しているのは、関係機関へ水位・雨量通報の対象となる観測所。

ウ　検潮所

港名	管理者	位　置	種別	備考
釧路港	釧路地方気象台	釧路市港町４番地	潮位	TP+ 2.058

エ　海面監視場所

位　　置	区　分	実施機関
釧路川、新釧路川、阿寒川、音別川、庶路川、茶路川、和天別川	海面河川監視	中央消防署 西消防署 釧路市消防団
港町、知人、千代ノ浦、桂恋、大楽毛地区		
中央埠頭、北埠頭、南埠頭、副港、西港		
音別パシクル海岸防災カメラ	海面監視	釧路市（動画）
生涯学習センター防災カメラ	川面(潮位)監視	釧路市（動画）
ＭＯＯ防災カメラ		
音別川防災カメラ		
舌辛川防災カメラ		

2　水位の通報

北海道開発局及び北海道の所管する観測所の水位が水防団待機水位を超えた時の通報は、その水位データを国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより行われる。

3　障害時の水位の通報

北海道開発局及び北海道の所管する観測所の水位が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、電話又は防災行政無線により通報することになっているが、これによりがたいときはファクシミリ又は電子メールにより行われる。

(1) 水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
(2) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
(3) 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再び氾濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時。
(4) 氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき。
(5) 水防団待機水位（通報水位）以下になったとき。
(6) 上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき。

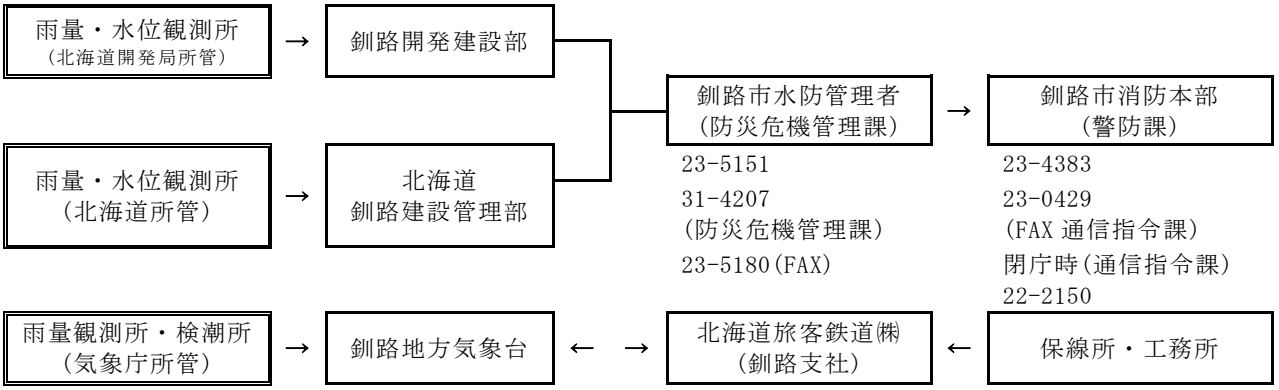
4　水位の公表

北海道開発局及び北海道は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページで常時公表しており、法第 12 条の規定による氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときの水位の公表は、前記のホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載して行われる。

国土交通省「川の防災情報」
https://www.river.go.jp/
https://www.i.river.go.jp/（携帯電話用）

国土交通省「市町村向け川の防災情報」
https://city.river.go.jp/
（注：ID・ﾊﾟｽﾜｰﾄﾞにより利用、携帯電話用有り）

5　水位等通報系統図



第２　雨量の通報

１　雨量の通報

気象庁及び北海道の所管する観測所の雨量の通報は、国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより行われる。

２　障害時の雨量の通報

北海道の所管する観測所の雨量が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、その雨量の状況を電話又は防災行政無線により通報することになっているが、これによりがたいときはファクシミリ又は電子メールにより行われる。

(1)　降雨開始から 24 時間以内に 60mm 以上の降雨があったとき。

(2)　１時間雨量が 25mm（融雪期 10mm）に達したとき。

第３　潮位の通報

国土交通省及び気象庁が所管する検潮所の潮位の通報は、国土交通省防災情報センター「潮位情報リンク」及び気象庁「潮位観測情報」ホームページに掲載することにより行われる。

第２節 水防管理者等の情報収集

第１ 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

水防管理者は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努める。

水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水及び高潮のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている国土交通省及び気象庁の防災情報、テレビ、ラジオ等を活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集を行う。

１ 市町村向けの防災情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省「市町村向け川の防災情報」 （統一河川情報システム）	http://city.river.go.jp/ （携帯電話用有り）	雨量・水位情報、 レーダー観測情報、 水防警報、洪水予報等
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、潮位、レーダー・ナウキャスト
気象警報・注意報	https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning	
台風情報（台風経路図）	https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=typhoon	
指定河川洪水予報	https://www.jma.go.jp/bosai/flood/	
大雨危険度	https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning_level	
今後の雨（１時間降水量）	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan	
土砂キキクル	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land	
浸水キキクル	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund	
洪水キキクル	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood	

２ 一般向けの防災情報提供

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/ http://i.river.go.jp/（携帯電話用）	雨量・水位情報、 レーダー観測情報、 水防警報、洪水予報等
北海道防災情報 （防災対策支援システム）	https://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、 道路情報、河川情報、 メール配信サービス
札幌管区気象台ホームページ	https://www.jma-net.go.jp/sapporo/	気象情報、解析雨量
気象庁ホームページ 気象警報・注意報 台風情報（台風経路図） 指定河川洪水予報 大雨危険度 今後の雨（１時間降水量） キキクル（土砂災害危険度分布） キキクル（浸水害危険度分布） キキクル（洪水害危険度分布）	https://www.jma.go.jp/ https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=typhoon https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/flood.html https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning_level https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood	気象情報、解析雨量、 潮位 レーダー・ナウキャスト

第２ 潮位の観測等

津波及び高潮のおそれがあると認められるときは、インターネットで公開されている防災情報や防災カメラ等を活用し、風向、風速及び潮位について次のような事項を観測する。

(1) 風向、風速（平均）の概要

(2) 潮位と物揚場岸壁及び防潮堤防の上端の高さとの差

(3) 波高（潮位の高さの平均から波頭までの高さ）及び防潮堤の上端までの余裕

第４章 ダム・水門等の操作

本市の区域内における水防上重要な水門等は資料編のとおりである。なお、本市の区域には、ダムに該当する施設はない。

第１　水門等の操作

１　河川区間の水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

２　水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

第２　河口部の水門等（津波・高潮）

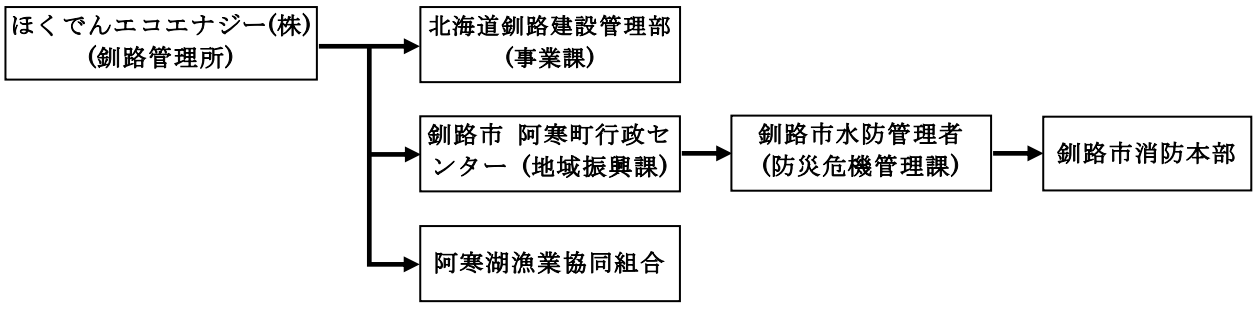
１　河口部の水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

２　河口部・海岸部の水門等の管理者は、津波警報が発令された場合には、津波浸水予想区域内にある水門等を安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確保を最優先にしたうえで、操作規則等に基づき的確な操作を行うものとする。

第３　各施設の操作及び連絡

１　水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、水門等の操作についての情報を必要に応じて関係機関に迅速に連絡するものとする。連絡系統については各施設の操作規則等に基づき連絡するものとする。

２　「ほくでんエコエナジー株式会社」は、阿寒湖の取水設備において、異常気象等により放流等を行うときには、次の系統により放流に関する事項について関係機関へ連絡を行うものとする。



第５章 通信連絡

第１ 水防通信網の確保

１ 通信連絡施設等の整備強化

水防管理団体は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努める。

２ 水防管理団体の通信施設

本市の通信連絡は、一般有線通信によるほか、防災行政無線、北海道総合行政情報ネットワーク（地上系防災行政無線及び衛星系通信システム）等を用いて行う。

３ 連絡責任者

水防管理団体及び水防関係機関は連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ相互に通知するものとする。

第２ 東日本電信電話株式会社の「非常扱いの通話」の利用

１ 非常扱いの通話

天災、事変その他非常事態の発生、又は発生する恐れがあるときに、公衆電話施設を「非常扱いの通話」として次の通り優先使用することができる。

通話内容	機関等
洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報、又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間

２ 非常扱いの通話の申込方法

「非常扱いの通話」は、原則として、あらかじめ東日本電信電話株式会社に登録した番号の加入電話（災害時優先電話）から申し込むものとする。

第３ 他機関の電気通信設備の優先利用等

法第 27 条の規定により、水防管理者及び消防機関の長は、水防上緊急を要する通信のため、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は次に掲げる専用通信施設を使用することができる。

(1) 北海道総合行政情報ネットワーク
(2) 北海道警察本部通信施設
(3) 北海道旅客鉄道株式会社通信施設
(4) 北海道電力ネットワーク株式会社通信施設
(5) 北海道開発局通信施設
(6) 第一管区海上保安本部通信施設
(7) 自衛隊通信施設

第４　通信連絡系統

水防に関し関係機関と相互に行う通信連絡の方法は、次による。

機関名	連絡責任者	通信系統		
		第１系統	第２通信手段	第３通信手段
釧路開発建設部	防災対策官	24-7364 FAX 25-9022	電子メール	使送　450m
釧路開発建設部	釧路河川事務所長	21-5500 FAX 24-6839	電子メール	使送　450m
釧路地方気象台	防災管理官	31-5110 FAX 31-5147	電子メール	使送　450m
釧路海上保安部	警備救難課長	23-3283 FAX 32-2580	電子メール	使送　800m
海上保安庁 釧路航空基地	業務統括監理官	57-4118 FAX 57-2032	電子メール	使送　20 km
陸上自衛隊	第２７普通科連隊 第３科長	40-2011(262)	電子メール	使送　7.5 km
北海道 釧路総合振興局	危機対策室主幹	43-9144 FAX 42-2166	北海道総合行政情報ネットワーク 6710-2191	電子メール 使送　1.4 km
北海道 釧路建設管理部	管理課長	23-0561 FAX 25-4633	北海道総合行政情報ネットワーク 6732-3-230	電子メール 使送　1.8 km
北海道 釧路建設管理部	事業課長	23-1565 FAX 23-1570	北海道総合行政情報ネットワーク 6732-3-120	電子メール 使送　1.8 km
釧路警察署	警備課長	23-0110（460）	電子メール	使送　250m
ＮＴＴ東日本	釧路支店設備部長	21-3203	電子メール	使送　200m
北海道電力ネットワーク株式会社	釧路支店お客様ｻｰﾋﾞｽｸﾞﾙｰﾌﾟﾘｰﾀﾞｰ	47-0036	電子メール 衛星携帯電話	使送　3.1 km
ＮＨＫ	釧路放送局放送部長	41-9192	電子メール 衛星携帯電話	使送　1.5 km
ＦＭくしろ	放送局長	47-0946	電子メール 衛星携帯電話	使送　3.2 km
釧路市	総務部 防災危機管理監	23-5151 FAX 23-5180	北海道総合行政情報ネットワーク 6720-3-2210	電子メール 衛星携帯電話
	阿寒町行政センター 地域振興課長	66-2121	電子メール	衛星携帯電話
	音別町行政センター 地域振興課長	01547-6-2231	電子メール	衛星携帯電話
釧路市消防本部	警防課長	23-4383 22-2150 （夜間・休日）	北海道総合行政情報ネットワーク 6720-3-6628	衛星携帯電話 使送　750m

※使送の距離は、市役所本庁舎から各機関までの道なりの距離を表している。

第６章　水防施設及び輸送

第１節　水防倉庫及び水防資器材

第１　市の水防資器材

１　水防管理者は水防作業の実施に伴う水防資器材を備蓄する。

本市における、水防資器材の備蓄場所及び備蓄状況は資料編のとおりである。なお、消耗資材については市が保有するもののほか、必要に応じ発注調達する。

２　水防用土砂採取場の調査

水防管理者は、水防活動の実施に必要な土砂の量を調査し、必要な箇所に土砂を堆積しておくものとする。本市における水防用土砂の堆積場所は次のとおりとする。

土砂堆積場所	住　所
都市整備部　道路維持事業所	釧路市古川町 28 番地

第２　北海道の水防資器材の払い出し

本市区域の水防活動に必要な水防資器材に不足を生じ、他に調達方法がないときには、北海道釧路総合振興局釧路地区防災資器材備蓄センター等の水防資器材の使用を要請し、払い出しを受けるものとする。

第３　国の災害対策用機械の貸し出し

本市区域の水防活動に災害対策用機械が必要となったときには、釧路開発建設部に出動要請し、北海道開発局が保有する災害対策用機械の貸し出しを受けるものとする。

第２節 輸送の確保

第１ 輸送路線の確保

水防管理者は、経路等についてあらかじめ調査し、水防資器材の調達及び作業員等の輸送を確保する。

第２ 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、(社)釧根地区トラック協会、日本通運(株)釧路支店、赤帽釧路及び他の機関に応援を要請、又は民間車両を借上げる。

第７章 巡視、警戒及び重要水防箇所

第１節 巡視及び警戒

第１ 河川等の巡視

水防管理者、消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めることができる。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができる。

第２ 非常警戒

水防管理者等は、非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に対し通知するとともに、重要水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに釧路総合振興局長及び河川等の管理者に報告するとともに速やかに水防作業を実施しなければならない。

監視に当たり、特に注意すべき事項は次のとおりである。

(1) 居住地側堤防斜面の漏水又は堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ
(2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）
(3) 堤防上面の亀裂又は沈下
(4) 堤防から水があふれるおそれがある箇所の水位の上昇
(5) 水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締り具合
(6) 橋梁その他の構築物と堤防との取り付け部分の異常

第２節 重要水防箇所

水防管理者等は、随時、重要水防箇所を中心に区域内の河川等の巡視を行うとともに、特に出水期前及び洪水経過後においては、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防箇所等の実態を把握しておくものとする。

本市の区域内の河川等における重要水防箇所は、資料編のとおりである。

第８章 水防組織

第１節 市の水防組織

本市では、釧路市災害対策本部条例（平成１７年釧路市条例第２３０号）及び釧路市災害対策本部等運営規程（平成１７年釧路市訓令第６８号）の定めるところに準じ、釧路市水防本部（以下「水防本部」という。）により水防に関する事務を処理する。

なお、釧路市水防地域本部における水防に関する事務及び水防業務の大綱については水防本部に、また、釧路市水防本部及び釧路市水防地域本部の組織は、釧路市地域防災計画（風水害等対策編）第３章第１節「組織体制」の定めるところに準ずる。

第１ 市の水防組織

１ 災害対策本部

市に災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条の２の規定に基づく災害対策本部が設置されたときは、水防に関する事務は災害対策本部において行う。

２ 警戒配備等

状況等により水防本部設置に至らない段階での水防に関する事務は、市各部課の事務分掌及び釧路市災害対策本部等運営規程に定める業務分担の例により、これを行う。

第２ 水防計画の調査

法第３３条の規定に基づく水防計画の調査審議は、釧路市防災会議が行う。

第３ 水防に関する班における業務の大綱

班及び班長	業務分担	班員
総務班 ◎総務部長 ○防災危機管理監 ○職員監 ○総務課長	1　水防本部に関すること。 2　釧路市防災会議その他水防関係機関に対する要請及び連絡調整に関すること。 3　災害情報及び被害状況の取りまとめに関すること。 4　各班との連絡調整に関すること。 5　各班の非常配置人員の把握及び調整に関すること。 6　水災害時の車両配車に関すること。 7　水防従事者に対する食糧調達に関すること。 8　水防用資材の調達に関すること。	総務部職員

班及び班長	業務分担	班員
【総合政策班】 ◎総合政策部長 ○自治体戦略推進参事 ○男女平等参画推進参事 ○企画課長 ○市民協働推進課長 ○秘書課長	1　住民の避難広報に関すること。 2　報道機関との連絡に関すること。	総合政策部職員
【財政班】 ◎財政部長 ○財政課長 ○市有財産対策室長 ○市民税課長 ○資産税課長 ○納税課長	1　指定緊急避難場所及び指定避難所の開設及び管理に関すること。 2　住民の避難誘導に関すること。	財政部職員
【都市整備班】 ◎都市整備部長 ○都心部まちづくり推進部長 ○道路河川課長 ○道路維持事業所長 ○道路管理主幹 ○道路・雪対策主幹	1　河川、海岸及び橋梁等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　河川の巡視に関すること。 3　水防作業用車両及び機械の確保並びにその運用に関すること。	都市整備部職員
【水産港湾空港班】 ◎水産港湾空港部長 ○水産統括監 ○港湾空港課長 ○みなと活性化主幹 ○計画・物流主幹 ○施設管理主幹 ○副港整備推進主幹	1　海面監視に関すること。 2　港湾関係被害の調査及び応急復旧対策に関すること。 3　救助物資等の海上運送に関すること。 4　水産被害の調査及びその援護に関すること。	水産港湾空港部職員
【上下水道班】 ◎公営企業管理者 ○上下水道部長 ○上下水道部総務課長 ○上下水道部下水道建設管理課長	1　下水道関係施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2　下水道関係施設の浸水防止及び排水に関すること。	上下水道部職員
【消防班】 ◎消防長 ○消防本部警防課長	1　災害情報及び気象情報の収集に関すること。 2　緊急通信連絡に関すること。 3　河川の巡視に関すること。 4　住民広報及び避難広報に関すること。 5　水防作業及び水防工法に関すること。 6　被災地における人命救助並びに行方不明者の捜索及び遺体収容に関すること。	消防本部職員 各消防署職員

※左欄の◎印は班長を、○印は副班長を示す。

第２節　消防機関の組織

消防機関の組織（消防部隊編成）、署等の配置及び各署の管轄区域は次のとおり。

１　消防部隊編成表

１釧路市消防部隊編成表

消防本部部隊編成				消防団部隊編成	
	方面本部名	消防隊名	救急隊名		分団名
指令本部		指揮隊		団指令本部	
	中央方面本部	東救助隊	東救急隊		港陽東分団
		東救助車	東救急車		第３分団
		災害支援車	予備救急車２		第４分団
		東化学車			第10分団
		中央予備車２			第11分団
					第14分団
		桜ケ岡隊			
		桜ケ岡車			
		東予備車			
		中央特救隊	中央救急隊		五七分団
		中央特救車	中央救急車		第６分団
		中央救工車	予備救急車１		第８分団
		中央小型梯子車			文苑分団
		中央梯子車	レタラ救急隊		
		中央スノーケル車	レタラ救急車		
		中央予備車			
		愛国隊			
		愛国車	愛国救急隊		
		愛国水利車	愛国救急車		
	西方面本部	西救助隊	西救急隊		第９分団
		西救助車	西救急車		昭和丹頂分団
		西化学車	予備救急車３		第12分団
		西予備車			第13分団
		大楽毛隊			
		大楽毛車			
		大楽毛水槽車			
		阿寒隊	阿寒救急隊		阿寒第１分団
		阿寒先攻車	阿寒救急車		阿寒第２分団
		阿寒水槽車			阿寒第３分団
		阿寒湖隊	阿寒湖救急隊		
		阿寒湖先攻車	阿寒湖救急車		
		阿寒湖スノーケル車	予備救急車４		
		音別隊	音別救急隊		音別第１分団
		音別先攻車	音別救急車		尺別消火班
					直別消火班
					二俣消火班
		白糠隊	白糠救急隊		
		白糠先攻車	白糠救急車		
		白糠水槽車	白糠予備救急車		
		白糠２号車			

第９章 水防活動

第１節 非常配備体制

第１ 市の警戒・非常配備体制

１ 警戒・非常配備体制

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり、洪水又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は警戒・非常配備体制により水防業務を処理するものとする。

水防管理者の発する配備体制は、釧路市災害対策本部等運営規程に定める警戒・非常配備体制基準に準ずる。

２ 市の配備体制基準

種別	配備時期	配備内容
注意体制	１市域に各種警報が発令されたとき	［関係職員待機］ 総務班、消防班の関係職員 ※ 所属長の判断によっては自宅待機
警戒配備	１水防活動の利用に適合する予報及び警報が継続され、洪水、津波又は高潮のおそれがあるとき ２洪水予報又は水防警報の通知を受けたとき ３津波注意報が発表されたとき ４市域内で災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部を設置するまでに至らないとき	〔災害警戒本部〕 総務班、総合政策班、財政班、福祉班、こども保健班、産業振興班、都市整備班、水産港湾空港班、上下水道班、教育班及び消防班の班長並びに各班で水防活動に必要な職員 〔災害警戒地域本部〕 各行政センターにおいて、水防活動上必要な各班の職員
第一非常配備	１大型台風の接近等で被害の発生が予想されるとき ２洪水、津波又は高潮等により住家や人的被害が発生し、さらに被害拡大が予想されるとき ３津波警報が発表されたとき ４災害対策を実施する体制が必要と市長が認めるとき	〔災害対策本部〕 各班の課長相当職以上の職員 災害の状況により各班で水防活動上必要な職員 関係各班において、そのまま直ちに非常活動が開始できる体制とする
第二非常配備	１大津波警報が発表されたとき ２洪水、津波又は高潮等により多くの住家や人的被害が発生し被害拡大が予想されるとき ３多くの地域で避難指示や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき ４交通障害や生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき ５市内全域で災害が発生し、災害対策を全庁的に実施する体制が必要と市長が認めるとき	災害対策本部の全班、全職員をもって災害対策に当たる

3　消防機関の非常配備体制基準

種別		配備時期	配備内容
第一非常配備	（待機）	1水防警報河川に水防警報（待機）が発令されたとき 2大雨等の警報が発表され局地的な被害が予想され、水防活動の待機を必要と認めたとき 3知事から、待機の指示を受けたとき 4その他本部長が認めたとき	1　司令本部 ア　司令本部長 イ　副司令本部長 ウ　各班長 エ　各班長が指定した職員 2　方面本部 ア　各方面本部長
第二非常配備	（準備）	1水防警報河川に水防警報（準備）が発令されたとき 2大雨警報、洪水警報が発表され、河川等の状況により水防活動の準備を必要と認めたとき 3知事から、準備の指示を受けたとき 4その他本部長が認めたとき	第一非常配備の体制に加え 1　司令本部 ア　各副班長 イ　本部長付 ウ　各班長が指定した職員 2　方面本部 ア　方面担当員 イ　方面本部長が指定した職員 ウ　予備隊を編成するための職員 エ　消防力強化のため必要な職員
第三非常配備	（出動）	1水防警報河川に水防警報（出動）が発令されたとき 2大雨警報、洪水警報が発表され、雨量、水位、流量その他状況により堤防の溢水、決壊等のおそれがあるとき 3市域に特別警報（大雨・高潮・波浪）が発表されたとき 4潮位が上昇して被害が発生するおそれがあるとき 5知事から、出動の指示を受けたとき 6その他本部長が認めたとき	1　全職員

非常配備体制の範囲については、区域限定される場合がある。

第2節　警戒区域

第1　警戒区域の設定

法第21条の規定により、水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

第2　警察官の警戒区域の設定

前項の場所においては、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第3節　水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。その際、関係機関は安全な場所まで避難完了に要する時間等を考慮して作業に当たり、危険性が高いと判断したときは自身の避難を優先する。

第４節　避難のための立ち退き

水害による避難のための立ち退きの指示等は、次に定めるところによる。

1　法第 29 条の規定により、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者又は消防機関の長は、必要と認める区域の居住者に対し避難のための立ち退きを指示することができる。

2　この場合、事前に釧路警察署長に通知し、指示を出したのちには釧路総合振興局長にその旨を速やかに通知する。

3　水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について避難計画を作成し、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

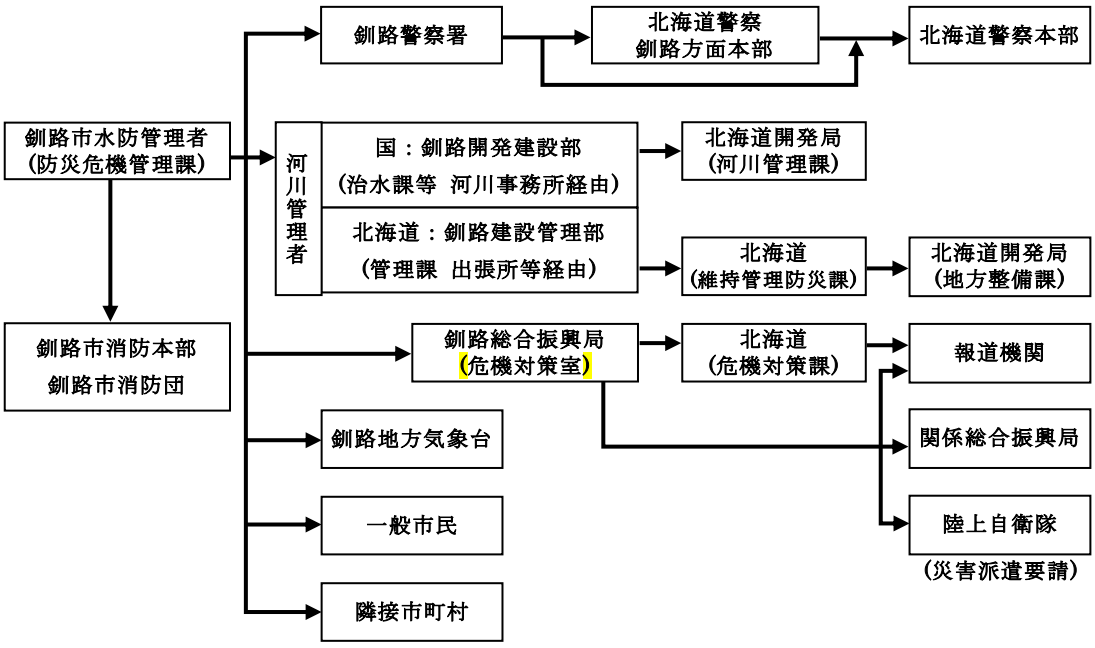
4　水防に係る指定緊急避難場所及び指定避難所については、釧路市地域防災計画に定める指定避難所のうちから災害の状況等を勘案し、水防管理者が開設を指示する。また、指定緊急避難場所及び指定避難所には市職員を配置するなどして受け入れ体制を速やかにとらなければならない。

第５節　決壊・越水の通報

第１　決壊・越水の通報

法第 25 条の規定により、水防に際し、堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長は、直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報する。

堤防等の決壊・越水通報系統図は次のとおりである。



（注）　消防機関の長、水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断した時は、上記の通報図に準じて通報を行う。

第２　決壊・越水後の措置

法第 26 条の規定により、堤防その他の施設が決壊・越水したときにおいても、水防管理者、消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

第６節　水防解除

第１　市の配備体制の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったとき水防警報が解除されたとき等には、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知し、釧路総合振興局長にその旨を報告する。

第２　消防機関の非常配備体制の解除

消防機関の長は、水位の低下等により水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときには、消防機関の非常配備体制を解除する。

第１０章　協力及び応援

第１ 河川管理者の協力

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、河川管理者（北海道開発局長又は知事）に対し、次のような協力を求めることができる。

１ 北海道開発局長の協力

河川管理者（北海道開発局長）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

ア 水防管理団体に対して、河川に関する情報（国管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供

イ 重要水防箇所の合同点検の実施

ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与

オ 洪水、津波等により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体と北海道開発局間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾン(災害対策現地情報連絡員)の派遣）

２ 知事の協力

ア 水防管理団体に対して、河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供

イ 重要水防箇所の合同点検の実施

ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の備蓄資器材の貸与

第２ 水防管理団体相互間の応援

法第23条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた者は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と相互に協定しておくものとする。

第３ 警察官の援助の要求

法第22条の規定により、水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ釧路警察署長と協議しておくものとする。

第４ 自衛隊の災害派遣の要請の要求

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定により、水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、釧路市地域防災計画の定めるところにより、知事（釧路総合振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

(1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
(2) 派遣を希望する期間
(3) 派遣を希望する区域及び活動内容
(4) 派遣部隊が展開できる場所
(5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

第１１章 水防信号、水防標識及び身分証票

第１節 水防信号

法第21条の規定により、知事の定める水防信号は、次のとおりである。

１　第１信号　氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

２　第２信号　水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

３　第３信号　当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

４　第４信号　必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

５　地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第１信号	○休止　○休止　○休止	約 5秒　15秒 5秒 15秒　5秒 15秒　5秒 15秒 ○－休 止－○－休 止－○－休 止－○－休 止
第２信号	○－○－○　○－○－○	約 5秒　6秒　5秒 6秒　5秒　6秒　5秒　6秒 ○－休 止－○－休 止－○－休 止－○－休 止
第３信号	○－○－○－○　○－○－○－○	約 10秒 5秒　10秒 5秒 10秒　5秒 10秒 5秒 ○－休 止－○－休 止－○－休 止－○－休 止
第４信号	乱　　打	約 1分　5秒　1分 ○－休 止－○

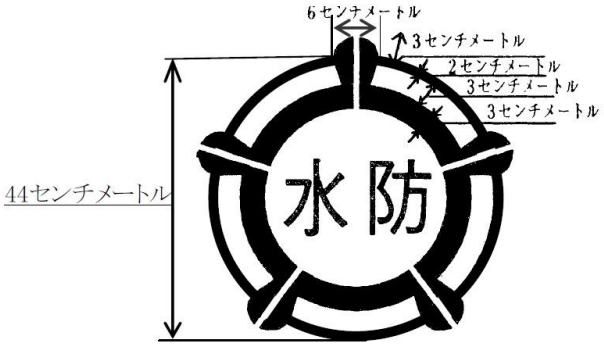
※信号は、適宜の時間継続すること。

※必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

※危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

第２節　水防標識

法第18条の規定により、知事の定める水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。



第３節　身分証票

第１　身分証票

法第 49 条の規定により、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する市の職員の身分証票は、道の職員の身分証書に準じ次のとおりとする。

(表)

第　　号

水防立入調査員証

所属

職名

氏名

上記の者は、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 49 条第 1 項の規定により必要な土地に立ち入ることができる職員であることを証明します。

年　月　日

釧路市水防管理者
釧路市長　　印

(裏)

水防法(抜粋)

第 18 条　都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2　都道府県の職員、水防団長、水防団員又は、消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

※　寸法は縦９ｃｍ×横６ｃｍ

第１２章　費用負担と公用負担

第１節　費用負担

第１　費用負担

法第 41 条の規定により、本市の水防に要する費用は本市が負担するものとする。

ただし、他の水防管理者の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理者が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理者と本市が協議して定めるものとする。

第２　利益を受ける市町村の費用負担

法第 42 条の規定により、本市の水防によって他の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部を、利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、水防管理者間で協議して定めるものとし、当該協議が成立しないときは、知事にあっせんを申請するものとする。

第２節　公用負担

第１　公用負担

法第 28 条の規定により、水防管理者又は消防機関の長が、水防のため緊急の必要があるときに行使することができる、公用負担に係る権限は次のとおりである。

(1) 必要な土地の一時使用
(2) 土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用
(3) 車両その他運搬用機器の使用
(4) 工作物その他障害物の処分

第２　公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

第　　号

公 用 負 担 権 限 委 任 証

住　所
職　名
氏　名

上記の者に　　区域（地区）における水防法第２８条第１項の権限の行使について委任したことを証明する。

平成　　年　　月　　日

委任者　釧路市水防管理者
釧路市長　　印

（縦９ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ　横６ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ）

第３ 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、次に定める公用負担命令票を２通作成し、その１通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずるものに交付する。

第　　号

公　用　負　担　命　令　票

住　所

氏　名

水防法第２８条第１項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。

１．目的物

（１）　所在地

（２）　名　称

（３）　種　類

（４）　数　量

２．負担内容

（使用・収用・処分等について詳記すること）

平成　　年　　月　　日

命令者　　職　　氏　名　　印

（日本工業規格Ａ４版）

第４ 損失補償

法第 28 条の規定により、水防管理団体は、公用負担の権限の行使により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

第１３章　水防報告

第１　水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに釧路総合振興局長に報告する。

(1) 消防機関を出動させたとき

(2) 他の水防管理団体に応援を求めたとき

(3) その他報告を必要と認める事態が発生したとき

第２　水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、延滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに水防活動実施報告を作成の上、所定の期日までに釧路総合振興局長に報告する。

水防活動実施報告書は、北海道水防計画で定める様式で作成する。

【調査対象期間】１月～５月、６月～７月、８月～９月、１０月～１２月

第１４章　水防訓練

法第 32 条の 2 の規定により、水防管理者は、毎年 1 回以上水防訓練を実施し、消防機関の職員及び水防活動に従事する者を対象とする水防に関する技能訓練を実施し､水防体制の強化を図る。

第１５章　災害補償等

第１　消防団員等の公務災害補償

法第６条の２の規定により、消防団長又は消防団員が公務により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、釧路市の消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年釧路市条例第 234 号）の定めるところにより補償を行う。

第２　水防に従事した者の災害補償

居住者等が法第 24 条の規定により水防に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、釧路市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年釧路市条例第 234 号）の定めるところにより補償を行う。

第１６章　水防協力団体

第１　水防協力団体の指定

法第 36 条の規定により、水防管理者は、法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体で、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる

水防管理者は、水防協力団体を指定したときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。

第２　水防協力団体の業務

水防協力団体は、消防機関との密接な連携の下に次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

(2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及び提供すること。

(3) 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(4) 水防に関する調査研究を行うこと。

(5) 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第１７章　洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

第1節　洪水浸水想定区域

第１　洪水浸水想定区域

浸水想定区域とは、法第10条、第11条、第13条の規定により指定された河川が、堤防の決壊等により氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、法第14条の規定により、本市の区域では、新釧路川、釧路川、別保川、阿寒川、舌辛川、音別川の洪水浸水想定区域が指定され、公表されている。

本市では公表された洪水浸水想定区域による洪水ハザードマップを作成し、水害に対する避難体制等について市民への周知啓発を図る。

第２　洪水浸水想定区域の指定公表状況

法第14条の規定により、北海道開発局及び北海道が公表した本市の区域における、洪水予報河川及び水位周知河川の洪水浸水想定区域の指定、公表の状況は次のとおりである。

管理者	河川名	洪水浸水想定公表年月日	洪水浸水想定ＨＰアドレス
北海道開発局	釧路川	H28.6.30	https://www.hkd.mlit.go.jp/ks/tisui/qgmend0000004rnq.html
北海道開発局	新釧路川	H28.6.30	https://www.hkd.mlit.go.jp/ks/tisui/qgmend0000004rnq.html
北海道	釧路川	H30.6.29	https://www.constr-dept-hokkaido.jp/ks/ikb/iji/shinsui/index2.html?area_kk10
北海道	別保川	H30.6.29	https://www.constr-dept-hokkaido.jp/ks/ikb/iji/shinsui/index2.html?area_kk10
北海道	阿寒川	R5.3.10	https://www.constr-dept-hokkaido.jp/ks/ikb/iji/shinsui/index2.html?area_kk10
北海道	舌辛川	R5.3.10	https://www.constr-dept-hokkaido.jp/ks/ikb/iji/shinsui/index2.html?area_kk10
北海道	音別川	R6.1.19	https://www.constr-dept-hokkaido.jp/ks/ikb/iji/shinsui/index2.html?area_kk10

第３　洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

釧路市防災会議は、釧路市地域防災計画において洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

(1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(3) 洪水浸水想定区域内に法第15条の規定による地下街等及び要配慮者利用施設がある場合は、これらの施設の名称及び所在地

第４　洪水・津波ハザードマップ等の配布

法第15条の規定により、本市では、洪水浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、指定緊急避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布するなど周知している。

また、洪水ハザードマップのほか、津波ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップに記

載した事項を市のホームページへ掲載し、住民が提供を受けることができる状態とするほか、これらのハザードマップを有効活用し、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを醸成し、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難を図る。

第２節　洪水浸水想定区域内における情報提供

第１　洪水浸水想定区域内における地下施設等への情報提供

１　対象とする施設の範囲

(1) 地下街等の地下施設

法第１５条の規定に基づき、洪水浸水想定区域内の地下街等で利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の範囲は、次のとおりとする。

なお、本市の区域においては対象となる地下街等はない。

不特定多数のものが利用する地下街、地下施設（洪水浸水想定区域内に限定）

(2) 要配慮者利用施設

法第１５条の規定に基づき、洪水浸水想定区域内の主として高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の範囲は次のとおりとする。

①　社会福祉法第2条に規定される「社会福祉事業」を営む事業所の内、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、保育所、児童養護施設、救護施設等
②　その他、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設として、特別支援学校、幼稚園、小学校、中学校、病院・診療所（有床施設のみ）等

本計画で定める災害時要配慮者利用施設の名称及び所在地については資料編に定め、それらの施設については避難確保計画等の作成を促していくものとする。

２　避難情報等の伝達方法

本市では、上記で定めた施設について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報、避難情報等をテレビ、ラジオ、インターネット等のほか、電話、ＦＡＸにより確実に伝達を行う。

第２　市民に対する周知

水防管理者は、入手した防災情報を、情報伝達設備や報道機関を通じて市民や自主防災組織等へ伝達し、自主的な水防活動や避難行動を促す。

また、洪水等による避難指示等を発令又は解除したときは、避難対象区域内の居住者等へ、避難指示等の内容を、次の手段で迅速かつ的確に伝達して周知する。

(1) 市役所、消防機関、警察署の車両による関係地区の巡回広報

(2) 防災行政無線、ＦＭくしろ、防災メール、緊急速報メールによる情報伝達

(3) ラジオ・テレビ等による放送

釧路市水防計画

資　料　編

目　次

資料１　北海道開発局及び北海道管理区間の重要水防区域 48

資料２　釧路市指定重要水防箇所 49

資料３　水門（樋門）等の設置場所 53

資料４　監視分担 56

資料５　水防器機材 59

資料６　浸水想定区域内の要配慮者利用施設 60

資料１　北海道開発局及び北海道管理区間の重要水防区域

１　北海道開発局管理（釧路開発建設部区間）重要水防区域

No.	水系名	河川名		位置名称	距離標（ｋｍ）	危険区間延長（ｋｍ）	重要度	種別	備考
1	釧路川	新釧路川	－	(JR)新釧路川橋梁	-0.04	－	B	工作物	
2	釧路川	新釧路川	－	（市）　新川橋	-0.01	－	B	工作物	
3	釧路川	新釧路川	－	（市）　鳥取橋	1.05	－	B	工作物	
4	釧路川	新釧路川	左岸	釧路市街地築堤	4.20-4.60	0.4	－	(堤防)	
5	釧路川	新釧路川	右岸	釧路市街地築堤	4.80-5.20	0.4	－	(堤防)	

２　北海道管理（釧路建設管理部区間）重要水防区域

No.	水系名	河川名	左右岸	起点・終点の位置				重要水防区域延長(km)	重要度	築堤の有無	備考
					地区名	位置・名称	距離(km)				
1	釧路川	アセッツリ川	右岸	起点	古川町	釧路川との合流点	0.00	1.50	B	有	樋門
				終点	愛国東1 丁目	(市) 共栄橋通	1.50				
2	釧路川	仁々志別川	左岸	起点	昭和町1 丁目	新釧路川との合流点	0.00	2.60	B	無	樋門
				終点	北園1丁目	(市) 昭園人道橋から0.15km上流	2.60				
3	釧路川	仁々志別川	右岸	起点	鳥取大通1丁目	新釧路川との合流点	0.00	4.00	B	無	樋門
				終点	鶴野	(道)平成橋から0.2km上流	4.00				
4	阿寒川	舌辛川	左岸	起点	下布伏内	(道)布伏内橋	8.80	1.50	B	有	樋門
				終点	上布伏内	(市)雪景橋	10.30				
5	阿寒川	舌辛川	右岸	起点	中布伏内	(道)古潭橋	9.90	0.40	B	有	
				終点	上布伏内	(市)雪景橋	10.30				
6	阿寒川	阿寒川	右岸	起点	阿寒町北町2丁目	(道)阿寒川橋から0.75km下流	27.45	0.75	B	無	
				終点	阿寒町中阿寒18線	(道)阿寒川橋	28.20				
7	星が浦川	星が浦川	左岸	起点	星が浦大通4丁目	(国)野嵐橋	0.90	0.50	B	無	
				終点	星が浦北4丁目	(市)星竜橋	1.40				
8	星が浦川	星が浦川	右岸	起点	星が浦大通5丁目	(国)野嵐橋	0.90	0.50	B	無	
				終点	星が浦北5丁目	(市)星竜橋	1.40				
9	音別川	音別川	左岸	起点	海光3丁目	河口	0.00	3.50	B	有	樋門
				終点	緑町2丁目	(市)川西橋	3.50				
10	音別川	音別川	左岸	起点	共栄2丁目	(市)川西橋	3.50	0.80	B	無	
				終点	共栄2丁目	(市)川西橋から0.8km上流	4.30				
11	音別川	音別川	右岸	起点	二俣	(道)初音橋	12.80	0.70	B	有	
				終点	二俣	(道)初音橋から0.7km上流	13.50				
12	釧路川	別保川	左岸	起点	貝塚3丁目	釧路川との合流点	0.00	0.60	B	有	樋門
				終点	貝塚4丁目	JR釧網本線鉄道橋から0.1km上流	0.60				
13	釧路川	別保川	左岸	起点	貝塚4丁目	JR釧網本線鉄道橋から0.4km上流	0.90	1.40	B	有	樋門
				終点	貝塚4丁目	JR根室本線鉄道橋から0.3km下流	2.30				
14	釧路川	別保川	右岸	起点	貝塚3丁目	釧路川との合流点	0.00	0.40	B	有	樋門
				終点	貝塚3丁目	釧路川との合流点から0.4km上流	0.40				
15	釧路川	武佐川	左岸	起点	別保原野	別保川との合流点	0.00	1.40	B	有	樋門
				終点	貝塚4丁目	JR根室本線鉄道橋	1.40				
16	釧路川	武佐川	右岸	起点	別保原野	別保川との合流点から0.30km上流	0.30	1.10	B	有	
				終点	貝塚4丁目	JR根室本線鉄道橋	1.40				

資料２　釧路市指定重要水防箇所

１　水防区域

北海道開発局管理重要水防区域及び北海道管理重要水防区域のほか、市域内の洪水の発生に対して、特に警戒を必要とする重要水防箇所は次のとおりとする。

番号	管理者	水系名	河川名	地区名	起点（km）	要注意区間長（m）	築堤の有無	摘要
1	国	釧路川	新釧路川	右岸:新富士町から昭和まで 左岸:宝町から愛国まで	河口から0.2	両岸 4,200	有	工作物 新釧路川緑地
2	道	阿寒川	阿寒川	大楽毛、大楽毛南 大楽毛西	河口	両岸 2,800	一部	堤防高 （流下能力）
3	道	釧路川	釧路川	右岸:北大通から旭町まで 左岸:大川町から材木町まで	河口	右岸 3,500 左岸 4,400	一部	工作物 釧路川リバーサイド緑地
4	道	釧路川	仁々志別川	北斗（平穏橋）	釧路川合流点より13		無	工作物
5	道	春採川	春採川	千代ノ浦	河口から0.1	両岸 500	無	河口閉塞
6	道	阿寒川	阿寒川	上阿寒、中阿寒	舌辛川合流点より5.0	両岸 2,200	一部	堤防高 （流下能力）
7	道	音別川	音別川	海光から共栄まで	河口	右岸 2,300	有	堤防高 （流下能力）
8	市	阿寒川	大楽毛川	大楽毛西１丁目、大楽毛西２丁目、大楽毛	阿寒川合流点	両岸 1,800	無	工作物 流下能力
9	市	星が浦川	大楽毛公共排水路	大楽毛南2～3丁目、大楽毛2～3丁目、大楽毛北2～3丁目	竜神川合流点	両岸 1,500	無	工作物 流下能力
10	市	星が浦川	星が浦川	鶴野	2級星が浦川合流点	両岸 1,600	無	流下能力
11	市	星が浦川	中鶴野排水路	鶴野58番	準用星が浦川合流点	両岸 900	無	流下能力
12	市	星が浦川	別途前川	星が浦南５丁目～新富士	2級星が浦川合流点より2.9	両岸 200	無	工作物 流下能力
13	市	白樺川	白樺川	益浦４丁目	河口	両岸 500	無	流下能力
14	市	岩見川	岩見川	益浦４丁目 （白樺下水終末処理場排水路を含む）	河口	両岸 400	無	工作物 流下能力
15	市	釧路川	セッツリ１号川	美原、愛国	堤内排水路合流点	両岸 2,000	無	流下能力

16	市	阿寒川 （阿寒湖）	ウグイ川	阿寒湖温泉５丁目 ｼｭﾘｺﾏﾍﾞﾂ	阿寒湖から 0.14	両岸 600	無	流下能力
17	市	阿寒川 （阿寒湖）	チップ川	阿寒湖温泉２丁目 阿寒湖温泉４丁目	阿寒湖から 0.02	両岸 700	無	工作物 流下能力
18	市	阿寒川	仲町地区 排水路	仲町２丁目 旭町１丁目	オトンベツ川合流部から 0.03	両岸 250	無	工作物 流下能力
19	市	阿寒川	旭川	下舌辛 旭町２丁目 旭町１丁目	阿寒川合流部から 0.50	両岸 1,100	無	工作物 流下能力
20	市	阿寒川	旭町地区 排水路-2	旭町３丁目	下舌辛排水路合流部 （阿寒川から 1.00）	両岸 200	無	流下能力
21	市	阿寒川	ウエンベツ 川	下舌辛	阿寒川合流部から 0.20	左岸 1,100	無	工作物 流下能力
22	市	阿寒川	知茶布川	上舌辛 知茶布	舌辛川合流部	右岸 1,000	無	工作物 流下能力
23	市	阿寒川	ｼｭﾝｸｼﾀｶﾗ川	布伏内	舌辛川合流部から １.00	両岸 600	一部	流下能力
24	市	音別川	ムリ川	下霧里	音別川合流点より 5.0 及び 2.0	右岸 2,000 左岸 800	無	流下能力
25	市	音別川	ムリ川	上霧里	音別川合流点より 6.0	両岸 500	無	流下能力
26	市	直別川	キナシベツ 川	キナシベツ	河口から 2.0	右岸 600	無	流下能力

※起点の欄～河口又は合流点から上流に向かって警戒区域までの距離を表示

２　市街地における低地等の浸水（内水氾濫）予想区域

大雨や融雪により、市街地の小河川や排水路、雨水下水道管等で処理しきれない水が低地に集まり、内水はん濫等によって浸水のおそれがある区域は、次のとおりである。

市街地における低地帯の浸水予想区域

番号	危険区域の現況			予想される被害		
	地区名	場所	面積(ha)	災害要因	被害原因	被害予測内容
1	大楽毛西	大楽毛西1～2丁目 (まりも団地ほか)	26	大雪、融雪	小河川のはん濫	道路冠水、一般住家の浸水
2	大楽毛北	大楽毛北1～3丁目 (大楽毛ニュータウンほか)	47	大雨、融雪	排水路のはん濫 湿原からの流入	道路冠水、一般住家の浸水
3	星が浦	星が浦大通1～5丁目、 星が浦北１～5丁目	74	大雨、融雪	排水不良	道路冠水、一般住家の浸水
4	鶴野東	鶴野東１～５丁目	52	大雨、融雪	排水不良	道路冠水、一般住家・小学校の浸水
5	中鶴野	中鶴野 (鶴野ニュータウンほか)	32	大雨、融雪	排水不良、 湿原からの流入	道路冠水、一般住家の浸水
6	昭和	昭和北１～３丁目	12.5	大雨、融雪	排水路のはん濫 湿原からの流入	道路冠水、一般住家の浸水
7	大川町	大川町１～６番地	1.5	大雨、高潮	排水不良	道路冠水、一般住家の浸水
8	千代ノ浦	千代ノ浦 春採1～2丁目	1.2	大雨 河口閉塞	小河川のはん濫	道路冠水、一般住家の浸水
9	益浦	益浦4丁目	6.4	大雨	小河川のはん濫	道路冠水、一般住家・倉庫の浸水、海産干場の冠水
10	美原	美原2丁目、3丁目 愛国191番	45	大雨、融雪	排水不良、湿原からの流入、小河川のはん濫	道路冠水（市道、釧路中央IC）、一般住家、病院の浸水
11	阿寒町本町市街地	中央3丁目、 北新町2丁目	25	大雨	排水不良	道路冠水、一般住家の浸水
12	阿寒町本町市街地	仲町2丁目、 旭町1丁目	18	大雨	排水不良	道路冠水、一般住家の浸水
13	阿寒町本町市街地	新町1丁目	10	大雨	阿寒川からの流水	道路冠水、一般住家の浸水
14	阿寒町本町市街地	北町3丁目	0.3	大雨、融雪	排水不良、採草畑からの流入	道路冠水、一般住家の浸水
15	阿寒町本町市街地	北新町1丁目	1.0	大雨	排水不良	道路冠水、一般住家の浸水
16	阿寒町布伏内	布伏内南	0.4	大雨	小河川のはん濫	道路冠水、一般住家の浸水
17	阿寒町阿寒湖温泉	阿寒湖温泉4丁目	0.25	大雨	小河川のはん濫	道路冠水、一般住家の浸水
18	阿寒町阿寒湖温泉	阿寒湖温泉２丁目	0.125	大雨	排水不良	道路冠水、 一般住家、ホテルの浸水
19	音別町音別市街地	海光３丁目	2.1	大雨	排水不良	道路冠水、一般住家の浸水
20	音別町音別市街地	朝日２丁目	0.3	大雨	排水不良	道路冠水、一般住家の浸水
21	音別町音別市街地	中園2丁目	0.3	大雨	排水不良	道路冠水、一般住家の浸水

3　高波、高潮等危険区域

高波、高潮等により災害が予想され、警戒を必要とする区域は、次のとおりである。

高波、高潮等危険区域

番号	危険区域の現況				予想される被害		海岸保全区域	
	海岸名		海岸線延長（m）	危険区域延長（m）	災害要因	被害予測内容	指定済延長（m）	保全施設有効延長（m）
1	釧路（市）海岸	三津浦地区	2,077	2,077	高波	一般住家、海産干場、漁船、倉庫	1,625	763
2		桂恋地区	1,344	1,344	高波 高潮	一般住家、海産干場、倉庫	1,344	147
3		益浦地区	2,398	2,398	高波 高潮	一般住家、海産干場、漁船、倉庫	1,436	278
4		興津地区	1,463	1,463	高波 高潮	一般住家、海産干場、漁船、倉庫	334	560
5		紫雲台地区	727	0				0
6		弥生地区	520	520	高波	一波般住家	520	540
7		弁天ケ浜地区	734	734	高波 高潮	一般住家、鉄道、漁船海産干場、福祉施設	734	729
8		知人地区	94	94	高波	鉄道	94	94
9		星が浦、大楽毛地区	4,200	4,977	高波	一般住家、倉庫	4,127	1,588
10		新野地区	868	0				0
11	漁港	釧東漁港（桂恋地区）海岸 桂恋地区	820	820	高波 高潮	一般住家、漁船、倉庫	820	531
12		釧東漁港（千代ノ浦地区）海岸 千代ノ浦、紫雲台地区	880	660	高波 高潮	一般住家、鉄道、漁船 海産干場、環境施設	660	41
13	釧路港	東港地区 知人地区海岸	430	430	高波 高潮	一般住家、事業所 船舶		0
14		東港地区 南地区海岸	3,724	3,724	高波 高潮	事業所、倉庫		0
15		東港地区 北・副港地区海岸	6,451	6,451	高波 高潮	一般住家、事業所 船舶		467
16		西港地区海岸	6,306	6,306	高波 高潮	事業所、倉庫、船舶		0
17		大楽毛地区海岸	1,882	1,882	高波 高潮	事業所、倉庫、		1,006
18	音別海岸	中音別	5,866	3,176	高波	一般住家	1,776	299
19		音別	1,481	1,749	高波	一般住家、公営住宅	1,481	0
20		尺別原野	4,497	4,497	高波	一般住家、会館	4,497	0
21		直別	1,525	1,525	高波	一般住家	1,525	0

資料３　水門（樋門）等の設置場所

水門（樋門）の設置場所

水系名	河川名	所管	設置場所	水　門 （樋門）名	断面形状	操作 機構	完成
釧路川	新釧路川	開発局	市街右岸2,800m	昭和樋門	2.5×3.5×25.5 ～2	動力	平成12年
			遊水地右岸6,900m	雪裡樋門	2.0×2.0×45.0 ～2		平成18年
			市街左岸4,500m	愛国樋門	2.0×2.0×43.0 ～2		平成19年
	釧路川		遊水地左岸10,300m（分派点）	岩保木水門	8.19×16.0 ～1		平成３年
	新釧路川	釧路市	愛国西4丁目	愛国２０号樋門	3.0×2.1		昭和51年
			鳥取南2丁目	鳥取５６号樋門	3.0×1.5		平成元年
	仁々志別川		鳥取大通2丁目	鳥取５７号樋門	1.8×1.62	手動	昭和57年
			鳥取大通3丁目	鳥取５８号樋門	2.0×1.2		昭和51年
			鳥取北4丁目	鳥取５９号樋門	1.5×1.5		
			鳥取北5丁目	鳥取６０号樋門	1.6×1.6		
			鳥取北6丁目	鳥取６１号樋門	2.2×1.4		昭和54年
			鳥取北9丁目	鳥取６２号樋門	3.0×1.8		
			昭和町3丁目	昭和６５号樋門	1.8×1.6		昭和51年
			昭和町1丁目	鳥取６６号樋門	1.3×1.3		昭和60年
			昭和南4丁目	昭和６９号樋門	2.2×2.0	動力	平成６年
	アセッツリ川		愛国東1丁目	愛国１１号樋門	2.5×1.75	手動	昭和 58 年
		北海道	古川町４５番１５１地先	第3号樋管	Φ＝0.6	手動	昭和 55 年
			愛国東1丁目地先	第4号樋管	Φ＝0.9	手動	昭和 59 年
			愛国東1丁目地先	第6号樋管	Φ＝0.6	手動	昭和 60 年
	別保川		貝塚4丁目２２－６地先	貝塚一号樋管	Φ＝0.9	手動	昭和 57 年
			貝塚4丁目２４－２地先	貝塚二号樋管	Φ＝0.9	手動	昭和 57 年
			貝塚3丁目６７－１地先	鉄道 1 号樋管	Φ＝0.9	手動	昭和 56 年
			貝塚4丁目地先	錠者樋管	Φ＝0.9	手動	昭和 58 年

水系名	河川名	所管	設置場所	水　門 (樋門)名	断面形状	操作 機構	完成
釧路川	別保川	釧路市	貝塚4丁目	貝塚37号 樋門	3.5×2.1	手動	昭和58年
		北海道	貝塚4丁目地先	佐々木樋管	Φ＝0.9	手動	昭和58年
	武佐川		貝塚4丁目9－5地先	貝塚団地樋門	1.5×1.5	手動	昭和58年
			貝塚4丁目地先	土田樋管	Φ＝0.9	手動	昭和58年
音別川	音別川		音別町海光3丁目28番地先	河口樋門	1.2×1.2	手動	昭和48年
			音別町本町3丁目115番地先	音別樋管	Φ＝0.9	手動	昭和47年
			音別町本町3丁目5番地先	数寄樋門	1.2×1.2	手動	昭和47年
			音別町音別原野西1線17－1地先	川西樋門	1.5×1.5	手動	昭和54年
			音別町音別原野西1線37－4地先	佐々木樋管	Φ＝0.9	手動	昭和53年
			音別町中音別279－1地先	渡辺樋門	1.2×1.2	手動	平成元年
			音別町音別原野西1線49－1地先	熊谷樋門	1.2×1.2	手動	昭和50年
			音別町中音別 379－2地先	成田樋門	2.0×2.0	手動	昭和62年
			音別町中音別145－1地先	高橋樋門	1.2×1.5	手動	昭和63年
			音別町中音別512－2地先	沼田樋門	1.2×2.5	動力	昭和55年
			音別町中音別532－2地先	清芳樋門	1.5×1.5	手動	昭和55年
			音別町音別原野基線129－14地先	霧里 1 号樋門	1.5×1.5	手動	昭和60年
			音別町音別原野東1線137－2地先	川向 1 号樋門	1.5×1.5	手動	昭和57年
			音別町音別原野東1線105－22地先	上音別樋門	2.0×2.0	手動	昭和62年
			音別町音別原野基線151－1地先	志賀樋門	1.5×1.5	手動	平成5年
			音別町音別原野基線170－3地先	蔵光樋門	1.5×1.2	手動	平成5年
			音別町音別原野西2線7－1地先	福井樋管	Φ＝0.9	手動	昭和56年
	アカタノンペ川		音別町音別原野西2線9－8地先	菊原樋門	1.2×2.5	手動	昭和57年
	オコタヌンペ川		音別町音別原野西2線30－17地先	大和田樋門	1.2×1.2	手動	昭和61年
			音別町音別原野西2線29－10地先	田部樋門	1.2×1.2	手動	昭和60年
	ムリ川		音別町音別原野第2基線6－14地先	佐藤樋門	1.5×1.5	手動	昭和52年

水系名	河川名	所管	設置場所	水　門 (樋門)名	断面形状	操作 機構	完成
阿寒川	阿寒川	北海道	大楽毛5丁目3番地先	大楽毛１号樋管	Φ600	手動	昭和 55 年
	阿寒川		阿寒町下徹別27線	松本地先樋門	1.23×1.23×10.0	手動	昭和 45 年
	舌辛川		阿寒町東舌辛１５線30番地先	舌辛川第１号樋門	1.5×1.2	手動	昭和 54 年
	舌辛川		阿寒町上舌辛１６線25番地先	佐藤地先樋門	1.0×1.0	手動	昭和 58 年
	舌辛川		阿寒町上舌辛１７線26番地先	森川地先樋門	1.2×1.2	手動	昭和 58 年
	舌辛川		阿寒町布伏内２２線北63番1地先	布伏内樋管	Φ＝0.9	手動	平成 13 年
	舌辛川		阿寒町布伏内２２線北1番7地先	北１号地先樋管	Φ＝0.9	手動	昭和 57 年
	舌辛川		阿寒町布伏内２２線北4号地先	布伏内橋上流樋門	1.0×1.0	手動	昭和 41 年
	舌辛川		阿寒町上舌辛１６線地先	舌辛川第２号樋門	1.0×1.0	手動	昭和 62 年
	大楽毛小川	釧路市	大楽毛6－386地先	大楽毛小川樋門	1.5×1.5	主導	平成 23 年
春採川	春採川	北海道	千代ノ浦2番地先	防潮水門	1.90×10.30	動力	平成 26 年
	春採川		千代ノ浦1番地先	潮止堰	転倒ゲート 1.58×7.60	動力	平成23年

堰、取水施設(ゲート)の設置場所

水系名	河川名	所管	設置場所	水　門 (樋門)名	断面形状	操作 機構	完成
阿寒川	阿寒川	ほくでんエコエナジー(株)	阿寒町オクルシベ国有林阿寒事業区129林班	太郎湖 取水設備	転倒式ゲート 2.270×11.000　1門	動力	昭和25年
	阿寒川		阿寒町オクルシベ国有林阿寒事業区129林班	滝口 取水設備	スライドゲート 1.700×1.818　3門	動力	昭和25年
	阿寒川		阿寒町オクルシベ国有林阿寒事業区129林班	合流点 測定堰	重力式 1.400×15.380	固定	昭和33年
	阿寒川		阿寒町ルベシベ2番	上飽別 取水堰	重力式 4.028×28.799	固定	昭和4年
	阿寒川		阿寒町飽別基線21番	飽別 取水堰	重力式 3.030×26.250	固定	大正9年
	飽別川		阿寒町飽別53線	飽別川 取水堰	重力式 3.030×22.182	固定	大正11年
	阿寒川		阿寒町飽別55線	阿寒川本流取水堰	重力式 2.580×48.770	固定	大正11年
	阿寒川		阿寒町飽別49線	蘇牛 取水堰	重力式 3.076×133.572	固定	大正14年

資料４　監視分担

釧路市指定重要水防箇所の監視分担は、次のとおりとする。

ア　水防区域（洪水）

番号	左右岸	監視河川	監視区域	監視担当部課	連　絡　先
1	右岸	新釧路川	新川橋上流から湿原大橋まで	都市整備部道路河川課 都市整備部公園緑地課 中央消防署（左岸） 西消防署　（右岸）	釧路開発建設部 釧路河川事務所
	左岸		新川橋上流から愛国樋門まで		
2	右岸	釧路川	幣舞橋からアセッツリ川合流点まで	都市整備部道路河川課 都市整備部公園緑地課 中央消防署	釧路総合振興局 釧路建設管理部 事業課
	左岸		幣舞橋から別保川合流点まで		
3	左岸	別保川	釧路川合流点から JR 釧網線本線鉄道橋上流 0.1km	都市整備部道路河川課 中央消防署	
4	左岸	武佐川	別保川合流点から貝塚団地樋門まで		
5	右岸	アセッツリ川	釧路川合流点から上流端まで 古川町、愛国東１丁目		
6	両岸	春採川	河口 0.1km 上流から春採湖口まで		
7	両岸	仁々志別川	新釧路川合流点から平成橋まで	都市整備部道路河川課 西消防署	
8	両岸	仁々志別川	北斗　（平穏橋）	都市整備部道路河川課	
9	両岸	阿寒川	河口から釧路新道阿寒川橋まで 大楽毛、大楽毛南、大楽毛西	都市整備部道路河川課 西消防署	都市整備部道路河川課
10	両岸	星が浦川	野嵐橋から星竜橋まで 星竜橋から星が浦川終点まで		
11	左岸	中鶴野排水路	星が浦川終点から釧路新道まで		
12	両岸	大楽毛公共排水路	竜神川終点から星が浦北通まで		
13	両岸	別途前川	別途前川終点から 0.2km		
14	両岸	大楽毛川	阿寒川合流点から釧路新道大楽毛川橋まで		
15	両岸	白樺川	河口から 0.5km	都市整備部道路河川課 東消防署	
16	両岸	岩見川	河口から 0.4km		
17	両岸	セッツリ１号川	堤内排水路から 2.0km	都市整備部道路河川課 中央消防署	都市整備部道路河川課
18	両岸	阿寒川	上阿寒、中阿寒	都市整備部阿寒建設課 西消防署	釧路総合振興局 釧路建設管理部 事業課
19	両岸	舌辛川	下布伏内、中布伏内、上布伏内		
20	両岸	シュンクシタカラ川	布伏内		都市整備部阿寒建設課
21	両岸	音別川	河口から川西橋上流 0.8km 海光３丁目から共栄２丁目	都市整備部音別建設課 西消防署	釧路総合振興局 釧路建設管理部 事業課
22	両岸	音別川	二俣		
23	両岸	ムリ川	下霧里		都市整備部音別建設課
24	両岸	ムリ川	上霧里		
25	両岸	キナシベツ川	キナシベツ		

イ　市街地における低地帯の浸水予想区域

番号	監視区域	監視場所	監視担当部課
1	大楽毛西	大楽毛西１～２丁目 〔まりも団地ほか〕	都市整備部道路維持事業所
2	大楽毛北	大楽毛北１～３丁目 〔大楽毛ニュータウンほか〕	都市整備部道路維持事業所
3	星が浦	星が浦大通１～５丁目、 星が浦北１～５丁目	都市整備部道路維持事業所
4	鶴野東	鶴野東１～５丁目	都市整備部道路維持事業所
5	中鶴野	中鶴野 〔鶴野ニュータウンほか〕	都市整備部道路維持事業所
6	昭和	昭和北１～３丁目	都市整備部道路維持事業所
7	大川町	大川町１～６番地	都市整備部道路維持事業所
8	千代ノ浦	千代ノ浦、春採1～2丁目	都市整備部道路維持事業所
9	桜ヶ岡	桜ヶ岡７丁目	都市整備部道路維持事業所
10	益浦	益浦４丁目	都市整備部道路維持事業所
11	美原	美原2丁目、3丁目、愛国191番	都市整備部道路維持事業所
12	阿寒町本町市街地	中央3丁目、北新町2丁目	都市整備部阿寒建設課
13	阿寒町本町市街地	仲町2丁目、旭町1丁目	都市整備部阿寒建設課
14	阿寒町本町市街地	新町1丁目	都市整備部阿寒建設課
15	阿寒町本町市街地	北町3丁目	都市整備部阿寒建設課
16	阿寒町本町市街地	北新町1丁目	都市整備部阿寒建設課
17	阿寒町布伏内	布伏内南	都市整備部阿寒建設課
18	阿寒町阿寒湖温泉	阿寒湖温泉４丁目	都市整備部阿寒建設課
19	阿寒町阿寒湖温泉	阿寒湖温泉２丁目	都市整備部阿寒建設課
20	音別町音別市街地	海光３丁目	都市整備部音別建設課
21	音別町音別市街地	朝日２丁目	都市整備部音別建設課
22	音別町音別市街地	中園２丁目	都市整備部音別建設課

ウ　高波、高潮危険区域

番号	監視地区	監視担当部課	連絡先
1	三津浦地区海岸	水産港湾空港部水産課 都市整備部道路維持事業所	釧路総合振興局 釧路建設管理部 事業課
2	桂恋地区海岸	水産港湾空港部水産課 都市整備部道路維持事業所	
3	益浦地区海岸	水産港湾空港部水産課 都市整備部道路維持事業所	
4	興津地区海岸	水産港湾空港部水産課 都市整備部道路維持事業所	
5	弥生地区海岸	水産港湾空港部水産課 都市整備部道路維持事業所	
6	弁天ヶ浜地区海岸	水産港湾空港部水産課 都市整備部道路維持事業所	
7	知人地区海岸	水産港湾空港部水産課 都市整備部道路維持事業所	
8	星が浦、大楽毛地区海岸	都市整備部道路維持事業所	
9	新野地区海岸	都市整備部道路維持事業所	
10	釧東漁港（桂恋地区）地区	水産港湾空港部水産課	
11	釧東漁港（千代ノ浦地区）地区	水産港湾空港部水産課	
12	釧路港東港知人地区	水産港湾空港部 水産課、港湾空港課	
13	釧路港東港南地区	水産港湾空港部港湾空港課	
14	釧路港東港副港地区	水産港湾空港部 水産課、港湾空港課	
15	釧路港東港北地区	水産港湾空港部 水産課、港湾空港課	
16	釧路港西港地区	水産港湾空港部港湾空港課	
17	大楽毛地区（港湾海岸）	水産港湾空港部港湾空港課	
18	中音別地区海岸	都市整備部音別建設課	釧路総合振興局 釧路建設管理部 事業課
19	音別	都市整備部音別建設課	
20	尺別原野	都市整備部音別建設課	
21	直別	都市整備部音別建設課	

資料５　水防資器材

釧路市の水防資器材の備蓄場所、内容は次の通り

令和７年４月現在

所管／品名	総務部	道路維持事業所	水産港湾空港部	阿寒町行政センター	音別町行政センター	釧路川水防センター	計
	各防災備蓄庫に分散	防災機器格納庫	西港及び知人備蓄庫	３階備蓄庫及び車庫	防災格納庫	大川町資材庫	
土のう袋	2,000	480	160	900	720	5,400	9,660
救命胴衣	50		32	10	5		97
投光器	38	1		10	10		59
ライト	203	6		39	25		273
スコップ	77	20	16	69	52	7	241
掛矢（かけや）	75	9		3	3		90
鎌（かま）		5	6		5		16
鋸（のこ）	65	2	2	5	3	2	79
鉈（なた）		1					1
斧（おの）	65	2			2		69
鍬（くわ）			2		5		7
ツルハシ	65	4	2	13	7	3	94
しの		1			5		6
ペンチ		2			3		5
大ハンマー	65	5	3	6	1	3	83
一輪車		7	2		3	2	14
発動発電機	15	4	2	2	10		33
水中ポンプ		5			2		7
コードリール	13	2		13	11		39
雨合羽				20			20
標識ロープ(200m)	60	1		2	2	1	66
ブルーシート	550	13		21	10		594
針金（＃14／kg）	65	1					66
針金（＃18／kg）	65	1					66

資料６　　浸水想定区域内の要配慮者利用施設

新釧路川・釧路川・別保川・阿寒川・音別川浸水想定区域内

令和７年４月現在

No	施設区分	施設の名称	施設所在地
1	高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム　きんれんかの里	愛国１９１番５７１１
2	高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム　きんれんかの里（短期入所生活介護）	愛国１９１番５７１１
3	高齢者福祉施設	きんれんかの里　デイサービスセンター	愛国１９１番５７１１
4	高齢者福祉施設	地域密着型特別養護老人ホーム　湿原の里	愛国１９１番５７４６
5	高齢者福祉施設	地域密着型特別養護老人ホーム　湿原の里（短期入所生活介護）	愛国１９１番５７４６
6	高齢者福祉施設	介護付有料老人ホーム　悠和館	愛国１９１番５７４７
7	高齢者福祉施設	リハビリデイサロン　すまいる＋	愛国西１丁目２番５号
8	高齢者福祉施設	デイサービス　クルミの家	愛国西１丁目１３番１５号
9	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　コミュニティハウスなごみ	愛国西２丁目５番２０号
10	高齢者福祉施設	小規模多機能ホーム　おたっしゃサロンなごみ	愛国西２丁目５番２０号
11	高齢者福祉施設	グループホーム　くつろぎ	愛国西２丁目７番１０号
12	高齢者福祉施設	グループホーム　あいこく	愛国東１丁目２７番８号
13	高齢者福祉施設	釧路脳神経外科　デイケアセンター	芦野１丁目２７番１号
14	高齢者福祉施設	介護付有料老人ホーム　はまなす芦野館	芦野１丁目２７番１号
15	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　ドナルドハウス芦野	芦野２丁目２２番２０号
16	高齢者福祉施設	グループホーム　入江（認知症対応型共同生活介護）	入江町８番２９号
17	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　入江　優支苑	入江町８番３０号
18	高齢者福祉施設	日帰りふわり　デイサービスセンター	入江町９番１４号
19	高齢者福祉施設	サービス付き高齢者住宅　ホスピス・ケアふわり	入江町９番１４号
20	高齢者福祉施設	けあビジョンホーム釧路	入江町１４番１０号
21	高齢者福祉施設	特定施設入居者生活介護事業所　ハートピア（介護付有料老人ホーム大安吉日）	大楽毛５丁目１番１６号
22	高齢者福祉施設	介護付有料老人ホーム　ハートハウス（特定施設入居者生活介護ハートピアⅠ）	大楽毛５丁目１番１８号
23	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　ハートハウスⅡ	大楽毛５丁目４番１９号
24	高齢者福祉施設	グループホーム育成会　長生の望・灯・楽	大楽毛南４丁目６番８号
25	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　ドナルドハウス春日	春日町５番６号
26	高齢者福祉施設	デイサービス　川北ハートフルスポット	川北町５番２５号
27	高齢者福祉施設	グッドタイムホーム・釧路	北大通４丁目１番地１
28	高齢者福祉施設	グループホームきたぞの	北園１丁目１番２０号
29	高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム　釧路北園啓生園	北園１丁目１番２７号
30	高齢者福祉施設	在宅サービス釧路北園啓生園　老人デイサービスセンター	北園１丁目１番２７号
31	高齢者福祉施設	在宅サービス釧路北園啓生園　老人短期入所施設	北園１丁目１番２７号
32	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　ハートハウス喜喜	光陽町２２番１９号
33	高齢者福祉施設	介護老人保健施設老健くしろ（通所リハビリテーション）	昭和１９０番地４４６２
34	高齢者福祉施設	介護老人保健施設老健くしろ（介護老人保健施設）	昭和１９０番地４４６２
35	高齢者福祉施設	介護老人保健施設老健くしろ（短期入所療養介護）	昭和１９０番地４４６２
36	高齢者福祉施設	ケアハウス楽寿苑	昭和１９０番地４４６３
37	高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム　百花苑デイサービスセンター	昭和１９０番地４５２１
38	高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム　百花苑	昭和１９０番地４５２１
39	高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム　百花苑（短期入所生活介護）	昭和１９０番地４５２１
40	高齢者福祉施設	地域密着型デイサービス　未来くる	昭和北３丁目１４番５号
41	高齢者福祉施設	ツクイ釧路昭和中央	昭和中央５丁目１番８号
42	高齢者福祉施設	あさひ会デイサービスセンター昭和	昭和中央５丁目２９番２３号
43	高齢者福祉施設	サービス付き高齢者住宅　みのるの家	昭和中央５丁目２９番２３号
44	高齢者福祉施設	介護付有料老人ホーム　歩々はすか	昭和中央６丁目９番１２号
45	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　ホーム歩々	昭和中央６丁目２０番１号
46	高齢者福祉施設	デイサービスセンター　歩々	昭和中央６丁目２０番１号
47	高齢者福祉施設	ニチイケアセンター釧路昭和（認知症対応型共同生活介護）	昭和中央６丁目３１番１８号
48	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　クプナ	昭和南５丁目５番８号
49	高齢者福祉施設	生活支援ハウス福寿草	昭和南５丁目２３番１号
50	高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム　釧路昭和啓生園	昭和南５丁目２３番１号
51	高齢者福祉施設	在宅サービス釧路昭和啓生園　老人デイサービスセンター	昭和南５丁目２３番１号
52	高齢者福祉施設	在宅サービス釧路昭和啓生園　老人短期入所施設	昭和南５丁目２３番１号
53	高齢者福祉施設	デイサービス　まんてん	新富町９番１３号
54	高齢者福祉施設	小規模多機能つどいの郷八重桜	鶴野東３丁目２５番６号
55	高齢者福祉施設	サービス付き高齢者向け住宅　鶴野	鶴野東５丁目５番２１号
56	高齢者福祉施設	グループホームみつばち	鶴野東５丁目５番２３号
57	高齢者福祉施設	デイサービスセンターゆあみ茶屋　釧路鳥取	鳥取大通９丁目８番２４号
58	高齢者福祉施設	多機能型グループホーム　かおり（小規模多機能型居宅介護）	鳥取北３丁目１２番１０号
59	高齢者福祉施設	多機能型グループホーム　かおり（グループホーム）	鳥取北３丁目１２番１０号
60	高齢者福祉施設	グループホーム　道	鳥取北３丁目１２番２１号

61	高齢者福祉施設	グループホーム　ふれ愛の花	中島町４番１１号
62	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　ドナルドハウス中園	中園町２番１３号
63	高齢者福祉施設	ニチイケアセンター　釧路中園	中園町４番１０号
64	高齢者福祉施設	グループホーム　ふみぞの	文苑２丁目２６番１３号
65	高齢者福祉施設	小規模多機能　ふみぞの	文苑２丁目２６番１４号
66	高齢者福祉施設	デイサービス　きたえるーむ釧路文苑	文苑４丁目６５番２号
67	高齢者福祉施設	ニチイケアセンターくしろ	文苑４丁目６６番１５号
68	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　あゆち星が浦	星が浦大通１丁目８番３０号
69	高齢者福祉施設	あゆち星が浦　ディサービス	星が浦大通１丁目８番３０号
70	高齢者福祉施設	おたっしゃサロン天	星が浦大通３丁目１番１５号
71	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　コミュニティハウスてんてん	星が浦大通３丁目１番１５号
72	高齢者福祉施設	グループホーム　和の杜	星が浦大通３丁目２番１４号
73	高齢者福祉施設	サービス付き高齢者向け住宅　のんき家	星が浦大通３丁目７番２２号
74	高齢者福祉施設	のんき家　デイサービスセンター	星が浦大通３丁目７番２２号
75	高齢者福祉施設	グループホーム　はまなすの家星が浦	星が浦大通３丁目９番９号
76	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護　グループホーム和喜あいあい	星が浦大通３丁目９番２９号
77	高齢者福祉施設	老人保健施設星が浦（通所リハビリテーション）	星が浦大通３丁目９番３５号
78	高齢者福祉施設	老人保健施設星が浦（介護老人保健施設）	星が浦大通３丁目９番３５号
79	高齢者福祉施設	老人保健施設星が浦（短期入所療養介護）	星が浦大通３丁目９番３５号
80	高齢者福祉施設	介護付有料老人ホーム　いっ歩はなどり	星が浦大通５丁目３番４号
81	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　GSONE幸	星が浦大通５丁目４番２７号
82	高齢者福祉施設	グループホーム　ウィスタリア	堀川町８番３０号
83	高齢者福祉施設	老人保健施設　ケアコートひまわり（通所リハビリテーション）	堀川町８番４３号
84	高齢者福祉施設	老人保健施設　ケアコートひまわり（介護老人保健施設）	堀川町８番４３号
85	高齢者福祉施設	老人保健施設　ケアコートひまわり（短期入所療養介護）	堀川町８番４３号
86	高齢者福祉施設	勤医協くしろデイサービスセンター	堀川町８番４３号
87	高齢者福祉施設	ひまわりいきいき　デイサービスセンター	堀川町８番４３号
88	高齢者福祉施設	デイサービス　夢カフェ	松浦町１７番９号
89	高齢者福祉施設	道東勤医協美原デイサービスセンター	美原４丁目１番２６号
90	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　ケアホーム釧路	若松町２番１４号
91	高齢者福祉施設	デイサービスセンターゆあみ茶屋　釧路若松	若松町６番８号
92	高齢者福祉施設	グループホーム　和の里	阿寒町新町１丁目１０番１号
93	高齢者福祉施設	釧路市阿寒町デイサービスセンター（ひだまり）	阿寒町中央１丁目７番１２号
94	高齢者福祉施設	サービス付高齢者向け住宅　ライフステージ鶴の園	阿寒町富士見２丁目５番３９号
95	高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム　えぞりんどうの里(短期入所生活介護)	音別町中園２丁目１１８番地５
96	高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム　えぞりんどうの里	音別町中園２丁目１１８番地５
97	高齢者福祉施設	釧路市音別町指定通所介護事業所	音別町中園２丁目１１９番地１
98	高齢者福祉施設	生活支援ハウス　りんどう	音別町中園２丁目１１９番地１
99	障がい者福祉施設	障がい者支援施設　ライフサポートさわらび	愛国１９１番地５１６３
100	障がい者福祉施設	葵ホーム	愛国西２丁目１１番６号
101	障がい者福祉施設	すずらんホーム	愛国西２丁目１１番６号
102	障がい者福祉施設	すみれホーム	愛国西２丁目１１番７号
103	障がい者福祉施設	はまなすホーム	愛国西２丁目１１番７号
104	障がい者福祉施設	愛国フルハウス	愛国東１丁目３８番１５号
105	障がい者福祉施設	就労継続支援B型事業所　ともに	愛国東２丁目４１番１０号 鶴亀ビル
106	障がい者福祉施設	就労継続支援B型事業所　たんた	愛国東２丁目４６番１号
107	障がい者福祉施設	ワークサロン　ぴーぷる	愛国東３丁目９番２８号
108	障がい者福祉施設	共同生活援助事業所　ブルーベリー	愛国東３丁目２０番１７号
109	障がい者福祉施設	グループホーム　ほたる	愛国東４丁目１２番１０号
110	障がい者福祉施設	くしろわんこ	芦野２丁目１０番１５号
111	障がい者福祉施設	くしろぱんや	芦野２丁目１１番１号
112	障がい者福祉施設	フィオーレ芦野	芦野２丁目２１番６号
113	障がい者福祉施設	就労継続支援B型事業所　NEXT SPACE	芦野５丁目２７番１５号
114	障がい者福祉施設	くしろ夕日カフェ	入舟４丁目１番１号
115	障がい者福祉施設	サン・フラワー	入舟６丁目３番１９号
116	障がい者福祉施設	大川ポレスト	大川町８番４３号
117	障がい者福祉施設	就労支援事業所　フィオーレ釧路	大町５丁目２番２１号
118	障がい者福祉施設	オフィス　きらり	大楽毛５丁目８番２号
119	障がい者福祉施設	グループホーム　おたのしけ	大楽毛南３丁目４番５０号
120	障がい者福祉施設	グラン・ジュテ	大楽毛南４丁目９番２号
121	障がい者福祉施設	グループホームグラン・パレ	大楽毛南５丁目２番２号
122	障がい者福祉施設	音羽協働センター	音羽２１５番地１２
123	障がい者福祉施設	みらころ	川上町３丁目１番地 第４野口ﾋﾞﾙ１階
124	障がい者福祉施設	グループホーム　サハス川上	川上町９丁目６番地
125	障がい者福祉施設	うるるあ	川北町３番２１号

126	障がい者福祉施設	川北フルハウス	川北町８番３２号
127	障がい者福祉施設	特別養護老人ホーム　釧路北園啓生園	北園１丁目１番２７号
128	障がい者福祉施設	CALUMA	喜多町７番１８号
129	障がい者福祉施設	VIVIANA	喜多町７番１８号
130	障がい者福祉施設	Perch	黒金町１３丁目２３番４号
131	障がい者福祉施設	就労継続支援B型事業所「手と手」	光陽町１１番５号
132	障がい者福祉施設	就労継続支援B型事業所　ナポリの窯釧路店	光陽町２３番１５号
133	障がい者福祉施設	グループホーム　サハス光陽	光陽町２３番１８号
134	障がい者福祉施設	せんしんサポート	幸町６丁目１番５号
135	障がい者福祉施設	ほーむはなはなしょうわ	昭和北１丁目４番８号
136	障がい者福祉施設	プロムナード　リノ	昭和北１丁目５番１４号
137	障がい者福祉施設	グループホーム　フェミナン	昭和北１丁目５番１４号
138	障がい者福祉施設	グループホーム　フルール	昭和北２丁目８番７号
139	障がい者福祉施設	生活介護事業所　SAKURA	昭和北２丁目２４番９号
140	障がい者福祉施設	プロムナード　ルアナ	昭和北３丁目２番１４号
141	障がい者福祉施設	グループホーム　プルミエ	昭和北３丁目７番９号
142	障がい者福祉施設	プリウス釧路	昭和中央６丁目９番８号
143	障がい者福祉施設	しえんす	昭和町３丁目１２番７号
144	障がい者福祉施設	ほーむはなはな　しょうわみなみ	昭和南３丁目１番４０号
145	障がい者福祉施設	就労継続支援A型事業所　ふるる	昭和南４丁目２５番１９号
146	障がい者福祉施設	HAG emi	昭和南５丁目１８番１３号
147	障がい者福祉施設	共同生活サポートセンター　あしすと	昭和南５丁目１８番１４号
148	障がい者福祉施設	在宅サービス　釧路昭和啓生園　老人短期入所施設	昭和南５丁目２３番１号
149	障がい者福祉施設	地域生活支援センター　ハート釧路	白金町２番１４号
150	障がい者福祉施設	フィオーレ新富町	新富町６番１９号
151	障がい者福祉施設	リッジウッド	新橋大通９丁目１番１１号
152	障がい者福祉施設	カプシーヌ鶴野東	鶴野東２丁目３番１号
153	障がい者福祉施設	グループホーム　プレザン	鶴野東３丁目３０番１０号
154	障がい者福祉施設	プロムナード　らき	鶴野東５丁目２０番１３号
155	障がい者福祉施設	地域活動支援センター　親子の家	鳥取北３丁目１０番３号
156	障がい者福祉施設	すまいる９４６	鳥取北９丁目２番４号
157	障がい者福祉施設	グループホーム　カプシーヌ鳥取北	鳥取北９丁目２番７号
158	障がい者福祉施設	あるま縁屋	鳥取北９丁目３番２号
159	障がい者福祉施設	ケアホーム９-５	鳥取北９丁目９番５号
160	障がい者福祉施設	ケアホーム９-６	鳥取北９丁目９番６号
161	障がい者福祉施設	生活介護事業所　イカサル	鳥取北９丁目９番７号
162	障がい者福祉施設	短期入所事業所　はなれ	鳥取北９丁目９番７号
163	障がい者福祉施設	ケアホームトキュウ	鳥取北９丁目９番１９号
164	障がい者福祉施設	ほーむはなはな　とっとり２	鳥取北１０丁目１７番４号
165	障がい者福祉施設	工房かのん	中園町６番７号
166	障がい者福祉施設	放課後等デイサービス　WING	中園町１４番８号
167	障がい者福祉施設	グループホーム　内山荘	花園町６番３号
168	障がい者福祉施設	くしろジョブトレーニングセンター　あらんじぇ	双葉町１７番１０号
169	障がい者福祉施設	くしろジョブコミュニケーションセンター　れぱぜ	双葉町１７番１５号
170	障がい者福祉施設	くしろジョブリカバリーセンター　ぷろぐれ	双葉町１７番１７号
171	障がい者福祉施設	くしろジョブトレーニングセンター あらんじぇII	双葉町１７番１８号
172	障がい者福祉施設	グループホーム　ソレイユ	文苑１丁目２５番２１号
173	障がい者福祉施設	共同生活サポートセンター　あしすと③	文苑１丁目２９番１３号
174	障がい者福祉施設	グループホーム　ひだまり1号館	文苑１丁目４７番１０号
175	障がい者福祉施設	グループホーム　ひだまり2号館	文苑１丁目４７番１１号
176	障がい者福祉施設	共同生活サポートセンター　あしすと②	文苑４丁目２６番３号
177	障がい者福祉施設	ショートステイふみぞの	文苑４丁目６２番１６号
178	障がい者福祉施設	多機能型事業所　大きな木	文苑４丁目６５番４号
179	障がい者福祉施設	いずみの里	北斗７６番５号
180	障がい者福祉施設	介護サービス　あゆち星が浦	星が浦大通１丁目８番３０号
181	障がい者福祉施設	グループホームらそ	星が浦大通３丁目７番２１号
182	障がい者福祉施設	らふとれてぃ	星が浦北２丁目３番４３号
183	障がい者福祉施設	グループホームすてら	星が浦北３丁目４番５号
184	障がい者福祉施設	A-up	堀川町３番２１号
185	障がい者福祉施設	ホームハーモニー釧路	堀川町３番９７号
186	障がい者福祉施設	さわやか釧路	堀川町５番１６号
187	障がい者福祉施設	三光ハイツ	堀川町５番２７号
188	障がい者福祉施設	ハーモニー	松浦町６番１３号
189	障がい者福祉施設	就労支援施設　ReCare	南大通１丁目２番３号
190	障がい者福祉施設	グループホーム　サハス若松	若松町１４番６号

191	障がい者福祉施設	グループホーム　サハスりんどう	若松町１４番１１号
192	障がい者福祉施設	つつみ（共同生活援助事業所はばたき）	音別町川東１丁目１２２番地３
193	障がい者福祉施設	ほまれ（共同生活援助事業所はばたき）	音別町川東１丁目１６８番地
194	障がい者福祉施設	障がい者支援施設　おんべつ学園	音別町川東１丁目２００番地１
195	障がい者福祉施設	ワークセンター音別	音別町川東１丁目２３４番地１
196	障がい者福祉施設	グループホームひなた（共同生活援助事業所はばたき）	音別町中園１丁目５４番地
197	障がい者福祉施設	中園（共同生活援助事業所はばたき）	音別町中園１丁目７０番地１
198	障がい者福祉施設	釧路市音別町訪問介護事業所	音別町中園２丁目１１９番地１
199	障害児通所施設	こどもねっとβ	愛国西２丁目３３番９号
200	障害児通所施設	ポレポレSTEP	愛国東３丁目１５番６号
201	障害児通所施設	Sunny（釧路U-12）	愛国東３丁目１５番１４号
202	障害児通所施設	放課後等デイサービスむ～む～	愛国東３丁目２２番１１号２F
203	障害児通所施設	リュミエール	大町６丁目２番１３号
204	障害児通所施設	放課後デイサービス　chou chou	共栄大通１丁目３番９号
205	障害児通所施設	児童デイサービス　Spente	光陽町２３番６号
206	障害児通所施設	放課後等デイサービスあおぞら	昭和北２丁目２５番３号
207	障害児通所施設	きゃらっと	昭和中央１丁目２７番６号
208	障害児通所施設	ばんびーなじゅにあ	昭和中央２丁目１３番６号
209	障害児通所施設	きゃらっとCOCO	昭和中央３丁目２８番３号
210	障害児通所施設	すてらきっず	昭和中央５丁目２５番２１号
211	障害児通所施設	放課後等デイサービス　音色	昭和中央６丁目５番２号
212	障害児通所施設	すてらきっずニコッ	昭和中央６丁目２３番１３号
213	障害児通所施設	すてらきっずエヴァ	昭和中央６丁目３０番１９号
214	障害児通所施設	すてらきっずキラッ	昭和中央６丁目３０番２１号
215	障害児通所施設	音と光の森　ルミネ	昭和南３丁目１６番１９号
216	障害児通所施設	放課後等デイサービス　nデジ	白金町９番１０号
217	障害児通所施設	ジャンプジャンプ	城山１丁目４番１１５号 リバーサイドキタハラ１F
218	障害児通所施設	放課後デイサービス　かのん	新釧路町１番１６号
219	障害児通所施設	スリール	末広町７丁目１番地
220	障害児通所施設	放課後等デイサービス　あおぞらプラス	鶴野東５丁目２１番２１号
221	障害児通所施設	児童デイサービスセンター　ぱれっこ倶楽部	鳥取北３丁目１０番３号
222	障害児通所施設	放課後等デイサービス　ジミー	鳥取北９丁目９番７号
223	障害児通所施設	児童通所支援事業　あるまプリズム	鳥取北９丁目１０番２号
224	障害児通所施設	放課後等デイサービスセンター　ゆ～ゆ～	中園町１８番１５号
225	障害児通所施設	児童通所支援事業はなまる	東川町１７番６号
226	障害児通所施設	こどもねっとα	文苑１丁目２２番１７号
227	障害児通所施設	ＫＣビーンズ	文苑１丁目３１番７号
228	障害児通所施設	キッズセンターくしろ	文苑１丁目４１番１２号
229	障害児通所施設	放課後等ディサービス　大空	文苑３丁目８番１５号
230	障害児通所施設	HAGU.ランド	文苑４丁目２４番１０号
231	障害児通所施設	放課後等デイサービス　大洋	文苑４丁目４１番７号
232	障害児通所施設	放課後等デイサービス　シャルム	星が浦北２丁目３番１５号
233	障害児通所施設	こどもねっと　みはら	美原４丁目１番３２号
234	障害児通所施設	こどもねっと　みはら２	美原４丁目１番３２号
235	自立生活援助事業所	自立援助ホームぽれぽれ	大川町８番４３号
236	小規模保育事業施設	あいいく保育園	昭和南３丁目１６番１９号
237	小規模保育事業施設	はいほーむ	昭和南４丁２５番１１号
238	小規模保育事業施設	保育園キッズランド	文苑１丁目２２番１７号
239	家庭的保育事業施設	保育所みんなのおうち	東川町１２番３号
240	企業主導型保育園	フィオーレなないろ保育園	若松町８番５号
241	認定こども園	釧路豊川幼稚園	愛国西１丁目１８番３号
242	認定こども園	あいこう認定こども園(愛光保育園)	愛国西１丁目２４番１０号
243	認定こども園	釧路認定こども園(鉄道弘済会釧路保育所)	愛国東２丁目１番１１号
244	認定こども園	釧路あさひ認定こども園	旭町１２番２号
245	認定こども園	愛国フレンドようちえん	芦野５丁目６番５号
246	認定こども園	釧路おたのしけ認定こども園	大楽毛４丁目１２番６号
247	認定こども園	釧路カトリック幼稚園	黒金町１２丁目１０番
248	認定こども園	ことぶき認定こども園	寿１丁目４番４号
249	認定こども園	釧路さかえ保育園	幸町１１丁目１番地１
250	認定こども園	わかばフレンドようちえん	昭和中央２丁目７番１３号
251	認定こども園	双葉認定こども園(釧路双葉保育園)	新釧路町３番１４号
252	認定こども園	釧路あおば幼稚園	鶴野東１丁目８番１号
253	認定こども園	第二豊川幼稚園	豊川町８番１９号
254	認定こども園	美原つくし幼稚園	美原１丁目５０番８号
255	認定こども園	みはらフレンドようちえん	美原４丁目５番１号

256	認定こども園	美原認定こども園(釧路美原保育園)	美原４丁目５番１６号
257	認定こども園	阿寒幼稚園	阿寒町富士見２丁目１０番１号
258	認定こども園	音別認定こども園	音別町中園２丁目１６５番
259	保育所	釧路旭夜間保育園	旭町１番８号
260	保育所	昭和どんぐりの家保育園	昭和中央５丁目６番９号
261	幼稚園	昭和スポーツ幼稚園	北園４１番地４１５８
262	児童館・児童センター	愛国児童センター	愛国西３丁目２４番８号
263	児童館・児童センター	大楽毛児童センター	大楽毛４丁目１２番１５号
264	児童館・児童センター	光陽児童館	光陽町１６番３号
265	児童館・児童センター	昭和中央児童センター	昭和中央４丁目７番１号
266	児童館・児童センター	松浦児童センター	双葉町４番３８号 共栄ふれあいセンター内
267	児童館・児童センター	鶴野児童センター	星が浦北３丁目１番３０号
268	児童館・児童センター	美原児童センター	美原４丁目５番３３号
269	児童館・児童センター	第2武佐児童センター	武佐３丁目４７番３３号
270	放課後児童クラブ	阿寒放課後児童クラブ	阿寒町富士見１丁目１７番１号
271	放課後児童クラブ	音別放課後児童クラブ	音別町中園２丁目１番地
272	病院	釧路孝仁会記念病院	愛国１９１番２１２
273	病院	釧路優心病院	大楽毛４丁目１番１号
274	病院	豊慈会釧路北病院	昭和１９０番地１０５
275	病院	総合病院釧路赤十字病院	新栄町２１番１４号
276	病院	釧央脳神経外科病院	豊川町１番９号
277	病院	釧路労災病院	中園町１３番２３号
278	病院	釧路谷藤病院	双葉町３番１５号
279	病院	釧路孝仁会リハビリテーション病院	星が浦大通３丁目９番１３号
280	有床診療所	中村眼科医院	大町４丁目１番１号
281	有床診療所	林田クリニック	新富町１番７号
282	有床診療所	足立産婦人科クリニック	中園町８番１号
283	有床診療所	市立釧路国民健康保険阿寒診療所	阿寒町中央１丁目７番８号
284	有床診療所	市立釧路国民健康保険音別診療所	音別町中園２丁目９７番地１
285	小学校	愛国小学校	愛国西１丁目２５番３号
286	小学校	芦野小学校	芦野１丁目１３番１号
287	小学校	光陽小学校	光陽町１５番１７号
288	小学校	中央小学校	寿１丁目２番１６号
289	小学校	昭和小学校	昭和中央３丁目１２番２号
290	小学校	鶴野小学校	鶴野５８番５１５７
291	小学校	鳥取小学校	鳥取北３丁目１３番２４号
292	小学校	共栄小学校	双葉町４番１７号
293	小学校	美原小学校	美原４丁目２番３８号
294	小学校	武佐小学校	武佐４丁目３番４２号
295	小学校	阿寒小学校	阿寒町富士見１丁目１７番１号
296	小学校	音別義務教育学校	音別町中園２丁目１番地
297	中学校	大楽毛学園	大楽毛１丁目１０番１号
298	中学校	北中学校	喜多町１番２３号
299	中学校	鳥取中学校	昭和町２丁目５番５３号
300	中学校	鳥取西中学校	鳥取北９丁目７番１号
301	中学校	共栄中学校	花園町９番４０号
302	中学校	景雲中学校	東川町１６番１号
303	中学校	美原中学校	美原４丁目７番１号
304	中学校	阿寒中学校	阿寒町北新町２丁目４番１号
305	中学校	音別中学校	音別町中園２丁目２番地
306	小中学校	山花小中学校	山花１４線１３２番地
307	高等学校	釧路明輝高校	愛国西１丁目３８番
308	高等学校	釧路江南高校	光陽町２４番１７
309	高等学校	釧路商業高校	昭和中央５丁目１０番
310	専門学校	釧路工業高等専門学校	大楽毛西２丁目３２番
311	特別支援学校	釧路鶴野支援学校	鶴野５８番９２

津波浸水想定区域内の要配慮者利用施設

令和７年４月現在

No	施設区分	施設の名称	施設所在地
1	高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム　きんれんかの里	愛国１９１番５７１１
2	高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム　きんれんかの里（短期入所生活介護）	愛国１９１番５７１１
3	高齢者福祉施設	きんれんかの里　デイサービスセンター	愛国１９１番５７１１
4	高齢者福祉施設	地域密着型特別養護老人ホーム　湿原の里	愛国１９１番５７４６
5	高齢者福祉施設	地域密着型特別養護老人ホーム　湿原の里（短期入所生活介護）	愛国１９１番５７４６
6	高齢者福祉施設	介護付有料老人ホーム　悠和館	愛国１９１番５７４７
7	高齢者福祉施設	リハビリデイサロン　すまいる＋	愛国西１丁目２番５号　愛国西１丁目タートル１階
8	高齢者福祉施設	デイサービス　クルミの家	愛国西１丁目１３番１５号
9	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　コミュニティハウスなごみ	愛国西２丁目５番２０号
10	高齢者福祉施設	小規模多機能ホーム　おたっしゃサロンなごみ	愛国西２丁目５番２０号
11	高齢者福祉施設	グループホーム　くつろぎ	愛国西２丁目７番１０号
12	高齢者福祉施設	グループホームあいこく	愛国東１丁目２７番８号
13	高齢者福祉施設	釧路脳神経外科　デイケアセンター	芦野１丁目２７番１号
14	高齢者福祉施設	介護付有料老人ホーム　はまなす芦野館	芦野１丁目２７番１号
15	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　ドナルドハウス芦野	芦野２丁目２２番２０号
16	高齢者福祉施設	グループホーム　入江（認知症対応型共同生活介護）	入江町８番２９号
17	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　入江　優支苑	入江町８番３０号
18	高齢者福祉施設	日帰りふわりデイサービスセンター	入江町９番１４号
19	高齢者福祉施設	サービス付き高齢者住宅　ホスピス･ケアふわり	入江町９番１４号
20	高齢者福祉施設	けあビジョンホーム釧路	入江町１４番１０号
21	高齢者福祉施設	特定施設入居者生活介護事業所ハートピア（介護付有料老人ホーム大安吉日）	大楽毛５丁目１番１６号
22	高齢者福祉施設	介護付有料老人ホーム　ハートハウス（特定施設入居者生活介護ハートピアⅠ）	大楽毛５丁目１番１８号
23	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　ハートハウスⅡ	大楽毛５丁目４番１９号
24	高齢者福祉施設	ＧＳ椿	大楽毛三線１８２番15号
25	高齢者福祉施設	ＧＳ桜	大楽毛三線１８２番２５号
26	高齢者福祉施設	グループホーム育成会　長生の望・灯・楽	大楽毛南４丁目６番８号
27	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　ドナルドハウス春日	春日町５番６号
28	高齢者福祉施設	デイサービス　川北ハートフルスポット	川北町５番２５号
29	高齢者福祉施設	グッドタイムホーム・釧路	北大通４丁目１番地１
30	高齢者福祉施設	グループホームきたぞの	北園１丁目１番２０号
31	高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム　釧路北園啓生園	北園１丁目１番２７号
32	高齢者福祉施設	在宅サービス釧路北園啓生園　老人デイサービスセンター	北園１丁目１番２７号
33	高齢者福祉施設	在宅サービス釧路北園啓生園　老人短期入所施設	北園１丁目１番２７号
34	高齢者福祉施設	ディサービス　わたすげ共栄	共栄大通４丁目２番７号
35	高齢者福祉施設	あいけあガーデン共栄大通	共栄大通５丁目２番８号
36	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　ハートハウス喜喜	光陽町２２番１９号
37	高齢者福祉施設	グループホーム　ウィスタリア寿町	寿町３丁目３番２８号
38	高齢者福祉施設	看護小規模多機能型介護　こまば	駒場町３番２４号
39	高齢者福祉施設	サービス付き高齢者向け住宅　こまば	駒場町３番２９号
40	高齢者福祉施設	デイサービスセンター　こまば	駒場町３番２９号
41	高齢者福祉施設	釧路中央病院デイケアセンター「はぴリス」	幸町９丁目３番地
42	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　メルシー	幸町１３丁目２番５号
43	高齢者福祉施設	サービス付き高齢者向け住宅　道東勤医協高齢者住宅　すずらん	治水町２番２号
44	高齢者福祉施設	道東勤医協看護小規模多機能型居宅介護　すこやか	治水町３番１４号
45	高齢者福祉施設	リハビリ特化型デイサービス　カラダラボ釧路治水	治水町４番３２号
46	高齢者福祉施設	道東勤医協デイサービスセンター　すこやか	治水町６番３０号
47	高齢者福祉施設	介護老人保健施設老健くしろ（通所リハビリテーション）	昭和１９０番地４４６２
48	高齢者福祉施設	介護老人保健施設老健くしろ（介護老人保健施設）	昭和１９０番地４４６２
49	高齢者福祉施設	介護老人保健施設老健くしろ（短期入所療養介護）	昭和１９０番地４４６２
50	高齢者福祉施設	ケアハウス楽寿苑	昭和１９０番地４４６３
51	高齢者福祉施設	地域密着型デイサービス　未来くる	昭和北３丁目１４番５号
52	高齢者福祉施設	ツクイ釧路昭和中央	昭和中央５丁目１番８号
53	高齢者福祉施設	あさひ会デイサービスセンター昭和	昭和中央５丁目２９番２３号
54	高齢者福祉施設	サービス付き高齢者住宅　みのるの家	昭和中央５丁目２９番２３号
55	高齢者福祉施設	介護付有料老人ホーム　歩々はすか	昭和中央６丁目９番１２号
56	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　ホーム歩々	昭和中央６丁目２０番１号
57	高齢者福祉施設	デイサービスセンター　歩々	昭和中央６丁目２０番１号
58	高齢者福祉施設	ニチイケアセンター釧路昭和（認知症対応型通所介護）	昭和中央６丁目３１番１８号
59	高齢者福祉施設	ニチイケアセンター釧路昭和（認知症対応型共同生活介護）	昭和中央６丁目３１番１８号
60	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　クプナ	昭和南５丁目５番８号

61	高齢者福祉施設	生活支援ハウス福寿草	昭和南５丁目２３番１号
62	高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム　釧路昭和啓生園	昭和南５丁目２３番１号
63	高齢者福祉施設	在宅サービス釧路昭和啓生園　老人デイサービスセンター	昭和南５丁目２３番１号
64	高齢者福祉施設	在宅サービス釧路昭和啓生園　老人短期入所施設	昭和南５丁目２３番１号
65	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　ハートハウス楽楽	新川町１３番５
66	高齢者福祉施設	デイサービス　喜楽	新川町１３番５号
67	高齢者福祉施設	デイサービス　まんてん	新富町９番１３号
68	高齢者福祉施設	いきいき介護スタジオ新橋	新橋大通１丁目２番２０号
69	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　コクア	新富士町５丁目３番１７号
70	高齢者福祉施設	ケアホームはるあゆか	住之江町８番４号
71	高齢者福祉施設	ケアスタジオ住吉	住吉２丁目３番１０号
72	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　たからじま	宝町１０番４号
73	高齢者福祉施設	グループホーム　さんぽみち	千歳町１３番７号
74	高齢者福祉施設	グループホーム　さんぽみち（認知症対応型共同生活介護）	千歳町１３番７号
75	高齢者福祉施設	小規模多機能　かっこうの宿	鶴ケ岱３丁目７番５号
76	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　鶴ケ岱	鶴ケ岱３丁目７番６号
77	高齢者福祉施設	グループホーム　鶴ヶ岱	鶴ケ岱３丁目７番６号
78	高齢者福祉施設	小規模多機能つどいの郷八重桜	鶴野東３丁目２５番６号
79	高齢者福祉施設	サービス付き高齢者向け住宅　鶴野	鶴野東５丁目５番２１号
80	高齢者福祉施設	グループホーム　みつばち	鶴野東５丁目５番２３号
81	高齢者福祉施設	リハビリ特化型デイサービス　カラダラボ釧路鳥取	鳥取大通３丁目２０番１６号
82	高齢者福祉施設	リハプライド釧路	鳥取大通３丁目２１番１号
83	高齢者福祉施設	グループホーム　さくら苑	鳥取大通４丁目１０番８号
84	高齢者福祉施設	グループホーム　さくら苑２	鳥取大通４丁目１０番１３号
85	高齢者福祉施設	リハビリ特化型デイサービス　リハスタ	鳥取大通５丁目４番５号
86	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　そんぐ道夢	鳥取大通５丁目６番１０号
87	高齢者福祉施設	デイサービスセンターゆあみ茶屋　釧路鳥取	鳥取大通９丁目８番２４号
88	高齢者福祉施設	多機能型グループホーム　かおり (小規模多機能型居宅介護)	鳥取北３丁目１２番１０号
89	高齢者福祉施設	多機能型グループホーム　かおり (グループホーム)	鳥取北３丁目１２番１０号
90	高齢者福祉施設	グループホーム　道	鳥取北３丁目１２番２１号
91	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　ふわふわ	鳥取北４丁目１７番１６号
92	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　とっとり	鳥取北８丁目４番１７号
93	高齢者福祉施設	かりゆしくしろデイサービスセンター	鳥取南５丁目３番１４号
94	高齢者福祉施設	グループホーム　ふれ愛の花	中島町４番１１号
95	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　ドナルドハウス中園	中園町２番１３号
96	高齢者福祉施設	ニチイケアセンター　釧路中園	中園町４番１０号
97	高齢者福祉施設	グループホーム　はるとり	春採２丁目２７番１号
98	高齢者福祉施設	さとうリハビリテーション研究所　デイサービスセンターきいろいことり	春採８丁目２番１９号
99	高齢者福祉施設	あいけあガーデン春採	春採８丁目８番４号
100	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　うらら	双葉町１０番２２号
101	高齢者福祉施設	グループホーム　ふみぞの	文苑２丁目２６番１３号
102	高齢者福祉施設	小規模多機能　ふみぞの	文苑２丁目２６番１４号
103	高齢者福祉施設	デイサービス　きたえるーむ釧路文苑	文苑４丁目６５番２号
104	高齢者福祉施設	ニチイケアセンターくしろ	文苑４丁目６６番１５号
105	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　あゆち星が浦	星が浦大通１丁目８番３０号
106	高齢者福祉施設	あゆち星が浦　ディサービス	星が浦大通１丁目８番３０号
107	高齢者福祉施設	ニチイケアセンター星が浦	星が浦大通３丁目１番４号
108	高齢者福祉施設	ニチイケアセンター星が浦　きらめき	星が浦大通３丁目１番５号
109	高齢者福祉施設	おたっしゃサロン天	星が浦大通３丁目１番１５号
110	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　コミュニティハウスてんてん	星が浦大通３丁目１番１５号
111	高齢者福祉施設	グループホーム　和の杜	星が浦大通３丁目２番１４号
112	高齢者福祉施設	サービス付き高齢者向け住宅　のんき家	星が浦大通３丁目７番１８号
113	高齢者福祉施設	のんき家　デイサービスセンター	星が浦大通３丁目７番２２号
114	高齢者福祉施設	グループホーム　はまなすの家星が浦	星が浦大通３丁目９番９号
115	高齢者福祉施設	認知症対応型共同生活介護　グループホーム和喜あいあい	星が浦大通３丁目９番２９号
116	高齢者福祉施設	老人保健施設星が浦（通所リハビリテーション）	星が浦大通３丁目９番３５号
117	高齢者福祉施設	老人保健施設星が浦（介護老人保健施設）	星が浦大通３丁目９番３５号
118	高齢者福祉施設	老人保健施設星が浦（短期入所療養介護）	星が浦大通３丁目９番３５号
119	高齢者福祉施設	介護付有料老人ホーム　いっ歩はなどり	星が浦大通５丁目３番４号
120	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　GSONE幸	星が浦大通５丁目４番２７号
121	高齢者福祉施設	グループホーム　ウィスタリア	堀川町８番３０号
122	高齢者福祉施設	老人保健施設　ケアコートひまわり（通所リハビリテーション）	堀川町８番４３号
123	高齢者福祉施設	老人保健施設　ケアコートひまわり（介護老人保健施設）	堀川町８番４３号
124	高齢者福祉施設	老人保健施設　ケアコートひまわり（短期入所療養介護）	堀川町８番４３号
125	高齢者福祉施設	勤医協くしろデイサービスセンター	堀川町８番４３号

126	高齢者福祉施設	ひまわりいきいき　デイサービスセンター	堀川町８番４３号
127	高齢者福祉施設	デイサービス　夢カフェ	松浦町１７番９号
128	高齢者福祉施設	道東勤医協美原デイサービスセンター	美原５丁目３１番１号
129	高齢者福祉施設	グループホーム　武佐の杜	武佐１丁目９番２４号
130	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　あいけあはうす希	武佐１丁目１１番８号
131	高齢者福祉施設	リハビリ特化型デイサービス　カラダラボ釧路武佐	武佐２丁目３５番３８号
132	高齢者福祉施設	てつほくデイサービスセンター	柳町１番４３号鉄北在宅ケアセンター内
133	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　ハートハウス太陽の顔	柳町９番５号
134	高齢者福祉施設	デイサービス　まなび家	柳町１３番５号
135	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　こころの花	若竹町８番２０号
136	高齢者福祉施設	グループホーム　まりもの家	若竹町１２番１６号
137	高齢者福祉施設	グループホーム　ふれ愛（認知症対応型共同生活介護）	若竹町１８番１５号
138	高齢者福祉施設	グループホーム　ふれ愛（認知症対応型通所介護）	若竹町１８番１８号
139	高齢者福祉施設	デイサービス　ふれ愛	若竹町１８番１８号
140	高齢者福祉施設	住宅型有料老人ホーム　ケアホーム釧路	若松町２番１６号
141	高齢者福祉施設	デイサービスセンターゆあみ茶屋　釧路若松	若松町６番８号
142	高齢者福祉施設	特別養護老人ホームえぞりんどうの里(短期入所生活介護)	音別町中園２丁目１１８番地５
143	高齢者福祉施設	特別養護老人ホームえぞりんどうの里	音別町中園２丁目１１８番地５
144	高齢者福祉施設	釧路市音別町指定通所介護事業所	音別町中園２丁目１１９番地１
145	高齢者福祉施設	生活支援ハウスりんどう	音別町中園２丁目１１９番地１
146	障がい者福祉施設	障がい者支援施設　ライフサポートさわらび	愛国１９１番地５１６３
147	障がい者福祉施設	葵ホーム	愛国西２丁目１１番６号
148	障がい者福祉施設	すずらんホーム	愛国西２丁目１１番６号
149	障がい者福祉施設	すみれホーム	愛国西２丁目１１番７号
150	障がい者福祉施設	はまなすホーム	愛国西２丁目１１番７号
151	障がい者福祉施設	愛国フルハウス	愛国東１丁目３８番１５号
152	障がい者福祉施設	就労継続支援B型事業所　ともに	愛国東２丁目４１番１０号 鶴亀ビル
153	障がい者福祉施設	就労継続支援B型事業所　たんた	愛国東２丁目４６番１号
154	障がい者福祉施設	ワークサロン　ぴーぷる	愛国東３丁目９番２８号
155	障がい者福祉施設	グループホーム　ほたる	愛国東４丁目１２番１０号
156	障がい者福祉施設	グループホーム　ポピー	暁町７番１５号
157	障がい者福祉施設	くしろわんこ	芦野２丁目１０番１５号
158	障がい者福祉施設	くしろぱんや	芦野２丁目１１番１号
159	障がい者福祉施設	フィオーレ芦野	芦野２丁目２１番６号
160	障がい者福祉施設	就労継続支援B型事業所　NEXT SPACE	芦野５丁目２７番１５号
161	障がい者福祉施設	くしろ夕日カフェ	入舟４丁目１番１号 かもめホール２階
162	障がい者福祉施設	サン・フラワー	入舟６丁目３番１９号
163	障がい者福祉施設	就労支援施設　ReCare	大川町７番２９号
164	障がい者福祉施設	コーポ大川	大川町８番４２号
165	障がい者福祉施設	大川ポレスト	大川町８番４３号
166	障がい者福祉施設	就労支援事業所フィオーレ釧路	大町５丁目２番２１号
167	障がい者福祉施設	オフィス　きらり	大楽毛５丁目８番２号
168	障がい者福祉施設	グループホーム　おたのしけ	大楽毛南３丁目４番５０号
169	障がい者福祉施設	グラン・ジュテ	大楽毛南４丁目７番６号
170	障がい者福祉施設	グループホーム　グラン・パレ	大楽毛南５丁目２番２号
171	障がい者福祉施設	地域活動支援センター　ザックル	柏木町２番８号
172	障がい者福祉施設	ワークサロン	柏木町２番８号
173	障がい者福祉施設	みらころ	川上町３丁目１番地 第４野口ビル１階
174	障がい者福祉施設	グループホーム　サハス川上	川上町９丁目６番地
175	障がい者福祉施設	うるるあ	川北町３番２１号
176	障がい者福祉施設	川北フルハウス	川北町８番３２号
177	障がい者福祉施設	特別養護老人ホーム　釧路北園啓生園	北園１丁目１番２７号
178	障害児通所施設	こぱん	喜多町２番１９号
179	障がい者福祉施設	CALUMA	喜多町７番１８号
180	障がい者福祉施設	VIVIANA	喜多町７番１８号
181	障がい者福祉施設	島屋ゴマサーカス	共栄大通１丁目２番１８号
182	障がい者福祉施設	アート工房きらく	共栄大通１丁目２番１８号
183	障がい者福祉施設	共同生活住居Ｂ棟 (障がい者グループホームちせ)	共栄大通２丁目２番１５号
184	障がい者福祉施設	共同生活住居Ａ棟 (障がい者グループホームちせ)	共栄大通２丁目２番１６号
185	障がい者福祉施設	グループホーム・ケアホーム　サハス	共栄大通４丁目２番６号
186	障がい者福祉施設	すてっぷ	共栄大通８丁目２番１０号
187	障がい者福祉施設	すてっぷとっとり	共栄大通８丁目２番１０号
188	障がい者福祉施設	Perch	黒金町１３丁目２３番４号
189	障がい者福祉施設	就労継続支援B型事業所「手と手」	光陽町１１番５号
190	障がい者福祉施設	就労継続支援B型事業所　ナポリの窯釧路店	光陽町２３番１５号

191	障がい者福祉施設	グループホーム　サハス光陽	光陽町２３番１８号
192	障がい者福祉施設	就労継続支援A型施設　ふぉると	寿３丁目２番１０号
193	障がい者福祉施設	障害者就労継続支援B型施設　あかし	寿３丁目２番１２号
194	障がい者福祉施設	workupしゅうこま	駒場町３番８号
195	障がい者福祉施設	せんしんサポート	幸町６丁目１番５号
196	障がい者福祉施設	ほーむはなはなしょうわ	昭和北１丁目４番８号
197	障がい者福祉施設	グループホーム　フェミナン	昭和北１丁目５番１４号
198	障がい者福祉施設	プロムナード　リノ	昭和北１丁目５番１４号
199	障がい者福祉施設	グループホーム　フルール	昭和北２丁目８番７号
200	障がい者福祉施設	生活介護事業所　SAKURA	昭和北２丁目２４番９号
201	障がい者福祉施設	プロムナード　ルアナ	昭和北３丁目２番１４号
202	障がい者福祉施設	グループホーム　プルミエ	昭和北３丁目７番９号
203	障がい者福祉施設	プリウス釧路	昭和中央６丁目９番８号
204	障がい者福祉施設	グループホーム　あるま結屋	昭和町２丁目１０番１８号
205	障がい者福祉施設	しえんす	昭和町３丁目１２番７号
206	障がい者福祉施設	ほーむはなはな　しょうわみなみ	昭和南３丁目１番４０号
207	障がい者福祉施設	就労継続支援A型事業所　ふるる	昭和南４丁目２５番１９号
208	障がい者福祉施設	HAG emi	昭和南５丁目１８番１３号
209	障がい者福祉施設	共同生活サポートセンター　あしすと	昭和南５丁目１８番１４号
210	障がい者福祉施設	在宅サービス　釧路昭和啓生園　老人短期入所施設	昭和南５丁目２３番１号
211	障がい者福祉施設	地域生活支援センター　ハート釧路	白金町２番１４号
212	障がい者福祉施設	グループホーム　リンツ白金	白金町２２番２１号
213	障がい者福祉施設	グループホーム　第１つくし	新栄町８番５号
214	障がい者福祉施設	グループホーム　サハス新栄	新栄町９番８号
215	障がい者福祉施設	ショートステイ　新栄	新栄町９番８号
216	障がい者福祉施設	グループホーム　サハスあじさい	新栄町１０番１号
217	障がい者福祉施設	シッポファーレ！	新川町１番７号
218	障がい者福祉施設	ノーサイド	新川町１番７号
219	障がい者福祉施設	フィオーレ新富町	新富町６番１９号
220	障がい者福祉施設	就労継続支援事業所　でじるみ釧路	新橋大通６丁目１番地１５号　新橋リーフタウン１階
221	障がい者福祉施設	ＫＣオールズ	新橋大通８丁目１番７号
222	障がい者福祉施設	リッジウッド	新橋大通９丁目１番１１号
223	障がい者福祉施設	生活介護事業所　えーる	新富士町２丁目１番６号
224	障がい者福祉施設	就労継続支援B型　きーる	新富士町２丁目１番６号
225	障がい者福祉施設	就労継続支援B型　れーる	新富士町２丁目１番６号
226	障がい者福祉施設	あおぞらⅡ (共同生活援助事業所　あおぞら)	新富士町２丁目６番１４号
227	障がい者福祉施設	あおぞらⅠ (共同生活援助事業所　あおぞら)	新富士町２丁目６番１５号
228	障がい者福祉施設	はしどいライフステージ　らふたあ	新富士町２丁目８番１４号
229	障がい者福祉施設	はしどいショートステイ　らふたあ	新富士町２丁目８番１４号
230	障がい者福祉施設	共同生活援助　グループホーム新富士	新富士町３丁目４番１３号
231	障がい者福祉施設	はしどいワークラボ　りれいと	新富士町３丁目１１番８号
232	障がい者福祉施設	はしどいライフラボ　ぶるうむ	新富士町３丁目１１番１６号
233	障がい者福祉施設	生活介護事業所　あゆみ	新富士町４丁目５番７号
234	障がい者福祉施設	おとひまLife	新富士町４丁目８番２５号
235	障がい者福祉施設	ライフプラス	新富士町４丁目１２番１４号
236	障がい者福祉施設	ヘルパーステーション　はるあゆか	住之江町８番４号
237	障がい者福祉施設	グループホーム　リンツ住吉	住吉１丁目５番６号メゾンAMUSE
238	障がい者福祉施設	生活介護いっ歩　フロー②	住吉１丁目６番９号
239	障がい者福祉施設	ななはち	住吉２丁目３番３号
240	障がい者福祉施設	代行サービス　いっ歩	住吉２丁目３番２０号
241	障がい者福祉施設	生活介護　いっ歩フロー①	住吉２丁目９番８号
242	障がい者福祉施設	生活介護　いっ歩フロー③	住吉２丁目１０番９号
243	障がい者福祉施設	コミュニティハウス　いっ歩住吉⑤	住吉２丁目１１番３号
244	障がい者福祉施設	コミュニティハウス　いっ歩住吉④	住吉２丁目１１番４号
245	障がい者福祉施設	コミュニティハウス　いっ歩住吉③	住吉２丁目１１番７号
246	障がい者福祉施設	グループホーム　リンツガーデン	千歳町１２番１２号
247	障がい者福祉施設	グループホーム　リンツ千歳ネクスト	千歳町１３番１５号
248	障がい者福祉施設	グループホーム　カプシーヌ鶴野東	鶴野東２丁目３番１号
249	障がい者福祉施設	自立センター　グループホームプレザン	鶴野東３丁目３０番１０号
250	障がい者福祉施設	グループホーム　ひだまり	鶴野東５丁目１９番１６号
251	障がい者福祉施設	グループホーム　ひだまり（短期入所）	鶴野東５丁目１９番１６号
252	障がい者福祉施設	プロムナード　らき	鶴野東５丁目２０番１３号
253	障がい者福祉施設	プロムナード　カプア	鶴野東５丁目２０番１４号
254	障がい者福祉施設	社会就労センター　らびぃ	鶴野東５丁目２０番１６号
255	障がい者福祉施設	プロムナード　マハロ	鶴野東５丁目２５番４号

256	障がい者福祉施設	プロムナード　ロカヒⅠ	鶴野東５丁目２５番５号
257	障がい者福祉施設	プロムナード　ロカヒⅡ	鶴野東５丁目２５番５号
258	障がい者福祉施設	ＭＵＳＫ	鳥取大通４丁目１３番１４号
259	障がい者福祉施設	地域活動支援センター　親子の家	鳥取北３丁目１０番３号
260	障がい者福祉施設	ほーむはなはな　とっとり	鳥取北６丁目７番１０号
261	障がい者福祉施設	釧路リカバリーセンター鳥取北	鳥取北６丁目７番１８号
262	障がい者福祉施設	すまいる９４６	鳥取北９丁目２番４号
263	障がい者福祉施設	グループホーム　カプシーヌ鳥取北	鳥取北９丁目２番７号
264	障がい者福祉施設	あるま縁屋	鳥取北９丁目３番２号
265	障がい者福祉施設	ケアホーム９－５	鳥取北９丁目９番５号
266	障がい者福祉施設	ケアホーム９－６	鳥取北９丁目９番６号
267	障がい者福祉施設	生活介護事業所　イカサル	鳥取北９丁目９番７号
268	障がい者福祉施設	短期入所事業所　はなれ	鳥取北９丁目９番７号
269	障がい者福祉施設	発達支援事業所　あーね	鳥取北９丁目９番７号
270	障がい者福祉施設	ケアホーム　トーロ	鳥取北９丁目９番１６号
271	障がい者福祉施設	ケアホーム　トキュウ	鳥取北９丁目９番１９号
272	障がい者福祉施設	児童通所支援事業　あるま	鳥取北９丁目１１番２１号
273	障がい者福祉施設	ほーむはなはな　とっとり2	鳥取北１０丁目１７番４号
274	障がい者福祉施設	パレット	鳥取南５丁目１番８号
275	障がい者福祉施設	多機能型通所施設　はばたき	鳥取南７丁目２番１０号
276	障がい者福祉施設	工房かのん	中園町６番７号
277	障がい者福祉施設	放課後等デイサービス　WING	中園町１４番８号
278	障がい者福祉施設	おにぎり屋　ぱぐ	浪花町７丁目１番８号
279	障がい者福祉施設	グループホーム　内山荘	花園町６番３号
280	障がい者福祉施設	くしろジョブコミュニケーションセンター　れぽぜ	双葉町１７番１５号
281	障がい者福祉施設	くしろジョブリカバリーセンター　ぷろぐれ	双葉町１７番１７号
282	障がい者福祉施設	くしろジョブトレーニングセンター　あらんじぇ	双葉町１７番１７号
283	障がい者福祉施設	くしろジョブトレーニングセンター　あらんじぇⅡ	双葉町１７番１８号
284	障がい者福祉施設	グループホーム　ソレイユ	文苑１丁目２５番２１号
285	障がい者福祉施設	共同生活サポートセンター　あしすと③	文苑１丁目２９番１３号
286	障がい者福祉施設	グループホーム　ひだまり1号館	文苑１丁目４７番１０号
287	障がい者福祉施設	グループホーム　ひだまり2号館	文苑１丁目４７番１１号
288	障がい者福祉施設	共同生活サポートセンター　あしすと②	文苑４丁目２６番３号
289	障がい者福祉施設	ショートステイふみぞの	文苑４丁目６２番１６号
290	障がい者福祉施設	多機能型事業所　大きな木	文苑４丁目６５番４号
291	障がい者福祉施設	介護サービス　あゆち星が浦	星が浦大通１丁目８番３０号
292	障がい者福祉施設	グループホーム　ルシエル	星が浦大通２丁目２番４号
293	障がい者福祉施設	グループホーム　プルミエⅡ	星が浦大通２丁目２番５号
294	障がい者福祉施設	グループホーム　らそ	星が浦大通３丁目７番２１号
295	障がい者福祉施設	グループホーム　すてら	星が浦北３丁目４番５号
296	障がい者福祉施設	A-up	堀川町３番２１号
297	障がい者福祉施設	ホームハーモニー釧路	堀川町３番９７号
298	障がい者福祉施設	さわやか釧路	堀川町５番１６号
299	障がい者福祉施設	三光ハイツ	堀川町５番２７号
300	障がい者福祉施設	ハーモニー	松浦町６番１３号
301	障がい者福祉施設	コミュニティハウス　いっ歩緑ヶ岡①	緑ヶ岡１丁目１２番１０号
302	障がい者福祉施設	コミュニティハウス　いっ歩緑ヶ岡②	緑ヶ岡１丁目１２番１１号
303	障がい者福祉施設	コミュニティハウス　いっ歩南大通	南大通４丁目２番２１号
304	障がい者福祉施設	多機能事業所　ぱれっと	武佐１丁目４番６号
305	障がい者福祉施設	ぱる放課後くらぶ	米町４丁目６番２号
306	障がい者福祉施設	グループホーム　サハス若草	若草町９番１０号
307	障がい者福祉施設	釧路リカバリーセンター	若草町１８番１４号
308	障がい者福祉施設	デイハウス　ぽこあぽこ	若竹町２番３号
309	障がい者福祉施設	グループホーム　リンツ若竹	若竹町８番４号ノースコート宝橋通
310	障がい者福祉施設	グループホーム　霧笛	若竹町１８番２号
311	障がい者福祉施設	グループホーム　サハス若松	若松町１４番６号
312	障がい者福祉施設	さはみす	若松町１４番１１号
313	障がい者福祉施設	グループホーム　サハスりんどう	若松町１４番１１号
314	障がい者福祉施設	朝日Ⅱ (共同生活援助事業所はばたき)	音別町朝日３丁目１２番地５
315	障がい者福祉施設	朝日 (共同生活援助事業所はばたき)	音別町朝日３丁目１２番地７
316	障がい者福祉施設	白亜寮 (共同生活援助事業所はばたき)	音別町朝日３丁目１３番地
317	障がい者福祉施設	つつみ (共同生活援助事業所はばたき)	音別町川東１丁目１２２番地３
318	障がい者福祉施設	ほまれ (共同生活援助事業所はばたき)	音別町川東１丁目１６８番地
319	障がい者福祉施設	障がい者支援施設　おんべつ学園	音別町川東１丁目２００番地１
320	障がい者福祉施設	ワークセンター音別	音別町川東１丁目２３４番地１

321	障がい者福祉施設	グループホームひなた（共同生活援助事業所はばたき）	音別町中園１丁目５４番地
322	障がい者福祉施設	中園 (共同生活援助事業所はばたき)	音別町中園１丁目７０番地１
323	障がい者福祉施設	釧路市音別町訪問介護事業所	音別町中園２丁目１１９番地１
324	障がい者福祉施設	みどり町 (共同生活援助事業所はばたき)	音別町緑町１丁目１番地６
325	障害児通所施設	こどもねっとβ	愛国西２丁目３３番９号
326	障害児通所施設	ポレポレSTEP	愛国東３丁目１５番６号
327	障害児通所施設	Sunny（釧路U-12）	愛国東３丁目１５番１４号
328	障害児通所施設	放課後等デイサービス　む～む～	愛国東３丁目２２番１１号２F
329	障害児通所施設	リュミエール	大町６丁目２番１３号
330	障害児通所施設	放課後等デイサービス　足おと	貝塚２丁目２３番４７号
331	障害児通所施設	放課後デイサービス　chou chou	共栄大通１丁目３番９号
332	障害児通所施設	児童デイサービス　Spente	光陽町２３番６号
333	障害児通所施設	放課後等デイサービス　ほの花	駒場町７番１０号
334	障害児通所施設	放課後等デイサービス　あおぞら	昭和北２丁目２５番３号
335	障害児通所施設	きゃらっと	昭和中央１丁目２７番６号
336	障害児通所施設	ばんびーなじゅにあ	昭和中央２丁目１３番６号
337	障害児通所施設	きゃらっとCOCO	昭和中央３丁目２８番３号
338	障害児通所施設	すてらきっず	昭和中央５丁目２５番２１号
339	障害児通所施設	放課後等デイサービス　音色	昭和中央６丁目５番２号
340	障害児通所施設	すてらきっずニコッ	昭和中央６丁目２３番１３号
341	障害児通所施設	すてらきっずエヴァ	昭和中央６丁目３０番１９号
342	障害児通所施設	すてらきっずキラッ	昭和中央６丁目３０番２１号
343	障害児通所施設	音と光の森　ルミネ	昭和南３丁目１６番１９号
344	障害児通所施設	放課後等デイサービス　nデジ	白金町９番１０号
345	障害児通所施設	ジャンプジャンプ	城山１丁目４番１１５号 リバーサイドキタハラ１F
346	障害児通所施設	放課後デイサービス　まんまる	新栄町３番６号
347	障害児通所施設	放課後デイサービス　かのん	新釧路町１番１６号
348	障害児通所施設	スリール	末広町７丁目１番地
349	障害児通所施設	放課後デイサービス　シズクル	住之江町１０番２６号
350	障害児通所施設	放課後等デイサービス　あおぞらプラス	鶴野東５丁目２１番２１号
351	障害児通所施設	みなスタ	鳥取大通５丁目４番５号
352	障害児通所施設	放課後等デイサービス　空音	鳥取北３丁目１番１７号
353	障害児通所施設	児童デイサービスセンター　ぱれっこ倶楽部	鳥取北３丁目１０番３号
354	障害児通所施設	放課後等デイサービス　ジミー	鳥取北９丁目９番７号
355	障害児通所施設	児童通所支援事業　あるまプリズム	鳥取北９丁目１１番２１号
356	障害児通所施設	放課後等デイサービスセンター　ゆ～ゆ～	中園町１８番１５号
357	障害児通所施設	放課後等デイサービス　はっぴ～すまいる	春採７丁目３０番１２号
358	障害児通所施設	児童通所支援事業はなまる	東川町１７番６号
359	障害児通所施設	こどもねっとα	文苑１丁目２２番１７号
360	障害児通所施設	ＫＣビーンズ	文苑１丁目３１番７号
361	障害児通所施設	キッズセンターくしろ	文苑１丁目４１番１２号
362	障害児通所施設	放課後等デイサービス　大空	文苑２丁目２０番８号
363	障害児通所施設	HAGU.ランド	文苑４丁目２４番１０号
364	障害児通所施設	放課後等デイサービス　大洋	文苑４丁目４１番７号
365	障害児通所施設	放課後等デイサービス　シャルム	星が浦北２丁目３番１５号
366	障害児通所施設	らふとれてぃ	星が浦北２丁目３番４３号
367	障害児通所施設	こどもねっとみはら2	美原４丁目１番３２号
368	障害児通所施設	こどもねっとみはら	美原４丁目１番３２号
369	障害児通所施設	児童発達支援サービス　ポレポレ	若竹町１４番５号２階
370	自立生活援助事業所	自立援助ホームぱれぱれ	大川町８番４３号
371	自立生活援助事業所	ＫＣホームズ	新橋大通８丁目１番７号
372	自立生活援助事業所	ＫＣカルム	新富士町２丁目１番１４号
373	小規模保育事業施設	あいいく保育園	昭和南３丁目１６番１９号
374	小規模保育事業施設	はいほーむ	昭和南４丁目２５番１１号
375	小規模保育事業施設	保育園　キッズランド	文苑１丁目２２番１７号
376	家庭的保育事業施設	保育所　みんなのおうち	東川町１２番３号
377	企業主導型保育園	フィオーレなないろ保育園	若松町８番５号
378	病児保育施設	スクラム	新栄町１番１４号
379	認定こども園	釧路豊川幼稚園	愛国西１丁目１８番３号
380	認定こども園	あいこう認定こども園(愛光保育園)	愛国西１丁目２４番１０号
381	認定こども園	釧路認定こども園(鉄道弘済会釧路保育所)	愛国東２丁目１番１１号
382	認定こども園	釧路あさひ認定こども園	旭町１２番２号
383	認定こども園	愛国フレンドようちえん	芦野５丁目６番５号
384	認定こども園	釧路おたのしけ認定こども園	大楽毛４丁目１２番６号
385	認定こども園	認定こども園よしの	大楽毛西２丁目２５番３号

386	認定こども園	ひぶな幼稚園	柏木町１１番１号
387	認定こども園	釧路カトリック幼稚園	黒金町１２番１０号
388	認定こども園	ことぶき認定こども園	寿１丁目４番４号
389	認定こども園	釧路さかえ保育園	幸町１１丁目１番１号
390	認定こども園	わかばフレンドようちえん	昭和中央２丁目７番１３号
391	認定こども園	かすみ幼稚園	白金町２４番６号
392	認定こども園	釧路共栄保育園	城山１丁目１５番１４号
393	認定こども園	双葉認定こども園(釧路双葉保育園)	新釧路町３番１４号
394	認定こども園	釧路あおば幼稚園	鶴野東１丁目８番１号
395	認定こども園	釧路ひまわり幼稚園	鳥取大通２丁目４番
396	認定こども園	釧路風の子認定こども園	鳥取南７丁目２番９号
397	認定こども園	第二豊川幼稚園	豊川町８番１９号
398	認定こども園	美原つくし幼稚園	美原１丁目５０番８号
399	認定こども園	みはらフレンドようちえん	美原４丁目５番１号
400	認定こども園	美原認定こども園(釧路美原保育園)	美原４丁目５番１６号
401	認定こども園	釧路はるとり保育園	武佐１丁目３番５号
402	認定こども園	音別認定こども園	音別町中園２丁目１６５番
403	保育所	治水どんぐりの家保育園	暁町６番７号
404	保育所	釧路旭夜間保育園	旭町１番８号
405	保育所	芦野保育園	芦野３丁目１０番９号
406	保育所	昭和どんぐりの家保育園	昭和中央５丁目６番９号
407	保育所	新富士保育園	新富士町２丁目１１番２２号
408	保育所	鳥取保育園	鳥取北４丁目２１番１０号
409	幼稚園	グリー幼稚園	川端町３番１号
410	幼稚園	昭和スポーツ幼稚園	北園４１番地４１５８
411	幼稚園	釧路聖母幼稚園	新川町１６番１９号
412	児童館・児童センター	愛国児童センター	愛国西３丁目２４番８号
413	児童館・児童センター	芦野児童センター	芦野３丁目２９番５号
414	児童館・児童センター	大楽毛児童センター	大楽毛４丁目１２番１５号
415	児童館・児童センター	春日児童館	春日町９番１６号
416	児童館・児童センター	光陽児童館	光陽町１６番３号
417	児童館・児童センター	とんけし児童センター	寿１丁目２番２７号
418	児童館・児童センター	治水児童館	治水町３番４号
419	児童館・児童センター	昭和中央児童センター	昭和中央４丁目７番１号
420	児童館・児童センター	昭和児童センター	昭和町３丁目２番１号
421	児童館・児童センター	米町児童センター	知人町４番３７号
422	放課後児童クラブ	新陽放課後児童クラブ	新富士４丁目６番８号
423	児童館・児童センター	鳥取西児童センター	鳥取北８丁目３番２号
424	児童館・児童センター	松浦児童センター	双葉町４番３８号　共栄ふれあいセンター内
425	児童館・児童センター	鶴野児童センター	星が浦北３丁目１番３０号
426	児童館・児童センター	美原児童センター	美原４丁目５番３３号
427	放課後児童クラブ	音別放課後児童クラブ	音別町中園２丁目１番地
428	病院	釧路孝仁会記念病院	愛国１９１番２１２
429	病院	釧路優心病院	大楽毛４丁目１番１号
430	病院	釧路中央病院	幸町９丁目３番地
431	病院	釧路協立病院	治水町３番１４号
432	病院	総合病院釧路赤十字病院	新栄町２１番１４号
433	病院	釧路第一病院	鳥取大通４丁目１１番１０号
434	病院	釧央脳神経外科病院	豊川町１番９号
435	病院	釧路労災病院	中園町１３番２３号
436	病院	釧路谷藤病院	双葉町３番１５号
437	病院	釧路孝仁会リハビリテーション病院	星が浦大通３丁目９番１３号
438	病院	東北海道病院	若竹町７番１９号
439	有床診療所	中村眼科医院	大町４丁目１番１号
440	有床診療所	カケハシ眼科内科	共栄大通９丁目２番７号
441	有床診療所	くしろレディースクリニック	新川町２番２３号
442	有床診療所	西池彰記念クリニック	新川町２番２３号
443	有床診療所	林田クリニック	新富町１番７号
444	有床診療所	新橋肛門科クリニック	新橋大通２丁目２番２号
445	有床診療所	足立産婦人科クリニック	中園町８番１号
446	有床診療所	市立釧路国民健康保険音別診療所	音別町中園２丁目９７番地１
447	小学校	愛国小学校	愛国西１丁目２５番３号
448	小学校	芦野小学校	芦野１丁目１３番１号
449	小学校	光陽小学校	光陽町１５番１７号
450	小学校	中央小学校	寿１丁目２番１６号

451	小学校	昭和小学校	昭和中央３丁目１２番２号
452	小学校	城山小学校	城山１丁目１４番
453	小学校	青葉小学校	新川町３丁目７番
454	小学校	新陽小学校	新富士町４丁目６番
455	小学校	鶴野小学校	鶴野５８番５１５７
456	小学校	鳥取小学校	鳥取北３丁目１３番２４号
457	小学校	鳥取西小学校	鳥取北７丁目５番
458	小学校	共栄小学校	双葉町４番１７号
459	小学校	美原小学校	美原４丁目２番３８号
460	小学校	音別義務教育学校	音別町中園２丁目１番地
461	中学校	大楽毛学園	大楽毛１丁目１０番１号
462	中学校	北中学校	喜多町１番２３号
463	中学校	鳥取中学校	昭和町２丁目５番５３号
464	中学校	鳥取西中学校	鳥取北９丁目７番１号
465	中学校	共栄中学校	花園町９番４０号
466	中学校	景雲中学校	東川町１６番１号
467	中学校	美原中学校	美原４丁目７番１号
468	中学校	音別中学校	音別町中園２丁目２番地
469	高等学校	釧路明輝高校	愛国西１丁目３８番
470	高等学校	釧路江南高校	光陽町２４番１７
471	高等学校	釧路商業高校	昭和中央５丁目１０番
472	高等学校	釧路北陽高校	緑ケ岡１丁目１１番
473	専門学校	釧路工業高等専門学校	大楽毛西２丁目３２番
474	養護学校	釧路養護学校	暁町１１番１号
475	特別支援学校	釧路鶴野支援学校	鶴野５８番９２

◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

釧 路 市 水 防 計 画

沿　革

２００７年（平成１９年）	２月２３日	策定
２００７年（平成１９年）	１１月	改定
２００８年（平成２０年）	８月	改定
２００９年（平成２１年）	８月	改定
２０１０年（平成２２年）	９月	改定
２０１１年（平成２３年）	８月	改定
２０１３年（平成２５年）	８月	改定
２０１４年（平成２６年）	８月	改定
２０１５年（平成２７年）	８月	改定
２０１６年（平成２８年）	８月	改定
２０１７年（平成２９年）	８月	改定
２０１８年（平成３０年）	８月	改定
２０１９年（令和　元年）	８月	改定
２０２０年（令和　２年）	８月	改定
２０２１年（令和　３年）	８月	改定
２０２３年（令和　５年）	３月	改定
２０２３年（令和　５年）	９月	改定
２０２４年（令和　６年）	３月	改定
２０２４年（令和　６年）	９月	改定
２０２５年（令和　７年）	３月	改定
２０２５年（令和　７年）	９月	改定
２０２５年（令和　８年）	５月	改定

発　　行　　釧　　路　　市
事　務　局　　釧路市総務部防災危機管理課

◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆